東京都２３区が設置する公立中学校等の校則調査の状況について

2024 年 2 月 21 日

本報告書の構成（１／２）

- 調査の概要
  - 本報告における校則の定義と調査対象
  - 各区の公立中学校・義務教育学校・中等教育学校の数
- 標準服と私服
  - 標準服の有無
  - 標準服と私服の選択
  - 私服に関する調査アンケート
  - LGBTQに配慮された規定
  - 夏服・冬服の選択
- 各種服装のきまり
  - シャツ、ブラウス
  - スカート、スラックス
  - 肌着
  - 靴下、タイツ、レギンス
  - セーター、カーディガンなど
  - コート、マフラー、手袋など
  - 外履き
  - 各種服装の各区、エリアごとの分析
- 頭髪に関する校則
  - 頭髪に関する校則の有無
  - 頭髪に関する校則の数
  - 髪の加工
  - 髪の長さ
  - 中学生らしい髪型などの抽象的なきまり
  - メイクや眉毛の手入れ
  - 髪ゴム、ヘアピン
- 持ち物に関する校則
  - 通学カバン
  - ケア用品
- 学校外に関する校則
  - 下校時の寄り道と立ち寄り禁止
  - その他学校外のきまり
- 校則の見直し状況

本報告書の構成（２／２）

- よくある質問
  - 校則は誰が制定するのですか？
  - なぜ児童生徒が校則見直しに関わることが推奨されているのですか？
  - なぜ弁護士が校則の見直しに関わるのですか？
  - 学校の校則の内容や調査結果を開示してほしい
- 調査に関する免責事項
- 出張授業

調査の概要

本報告における校則の定義と調査対象

- 本調査における校則とは、「各区の設置する各中学校、義務教育学校及び中等教育学校における校則、規則、規程、生徒心得、生活心得、生活のきまり、ルール等の名目の如何を問わず、学校内外における生徒の言動、生徒の身だしなみ、生徒の外見、持ち物その他生徒に関わる決まりごとを定めたものや当該定められた決まりごとが分かる文書の一切」を指します。
- 東京都２３区内の公立中学校・義務教育学校・中等教育学校のホームページで校則が開示されている場合には、当該校則の情報を調査対象としました。
- ホームページ上で校則が開示されていない学校については、各区の教育委員会に対して、校則の任意開示または情報開示請求を行いました。
- ２０２３年５月から２０２４年１月の間に取得した校則をもとに、３７５校の調査を行いました。
- 本調査では、服装、頭髪、持ち物、学校外の規制に関する校則のうち、よく見られる校則を対象に調査を行いました。

各区の公立中学校・義務教育学校・中等教育学校の数

千代田区	3 校	渋谷区	8 校
中央区	4 校	中野区	9 校
港区	10 校	杉並区	23 校
新宿区	10 校	豊島区	8 校
文京区	10 校	北区	12 校
台東区	7 校	荒川区	10 校
墨田区	10 校	板橋区	22 校
江東区	24 校	練馬区	33 校
品川区	15 校	足立区	35 校
目黒区	9 校	葛飾区	24 校
大田区	28 校	江戸川区	32 校
世田谷区	29 校		

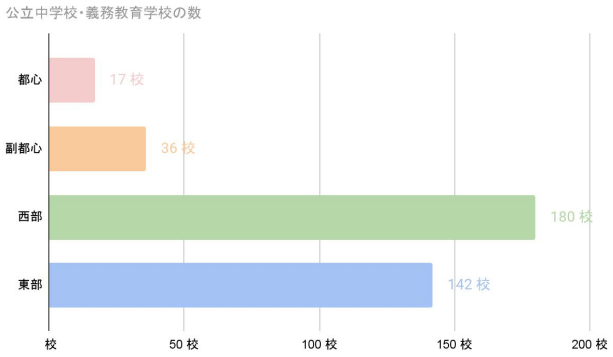

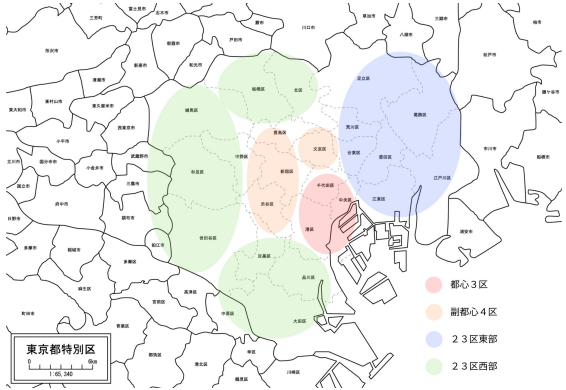

本報告では、都心エリア、副都心エリア、西部エリア、東部エリアの４つに分類し、エリアごとの特徴の有無を調査しました。エリアごとの学校数に差があるため、調査報告にあたっては、各エリアに特定の校則がどの程度の割合で導入されているかを記載しています。各エリアには、以下の区が入ります。

【都心エリア】
千代田区、中央区、港区

【副都心エリア】
渋谷区、新宿区、豊島区、文京区

【西部エリア】
品川区、目黒区、大田区、世田谷区、
中野区、杉並区、練馬区、板橋区、北区

【東部エリア】
足立区、葛飾区、荒川区、台東区、
墨田区、江東区、江戸川区

標準服と私服

標準服の有無

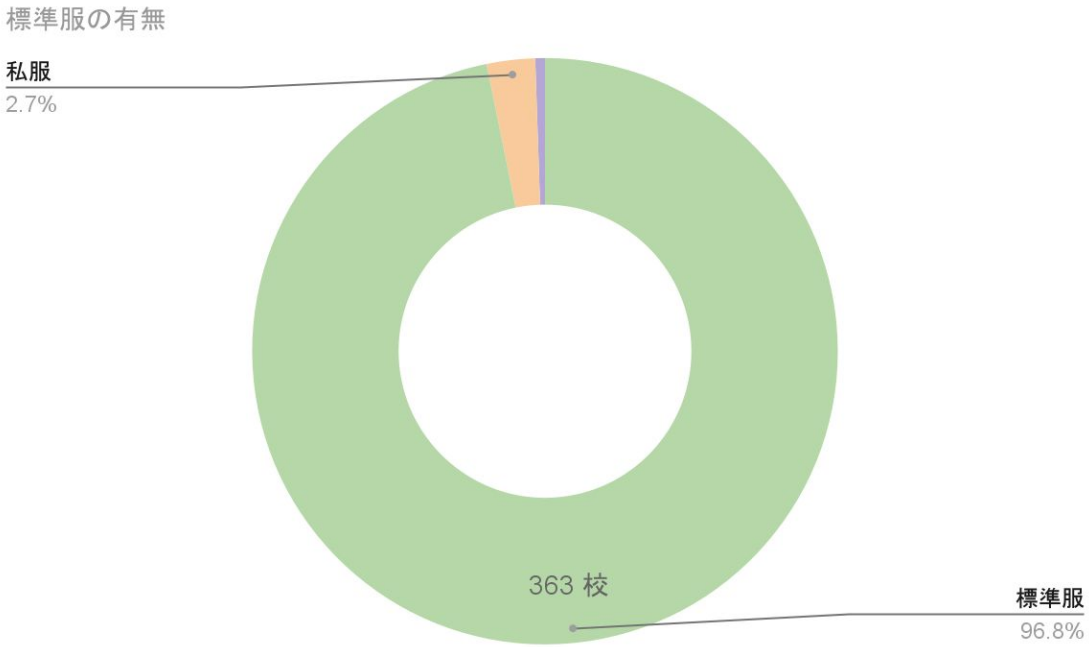

９６．８％の学校で、標準服が採用されています。調査した学校のうち、私服で登校できる学校は１２校で、そのうち２校は標準服と私服を選択できる学校でした。

標準服と私服の選択

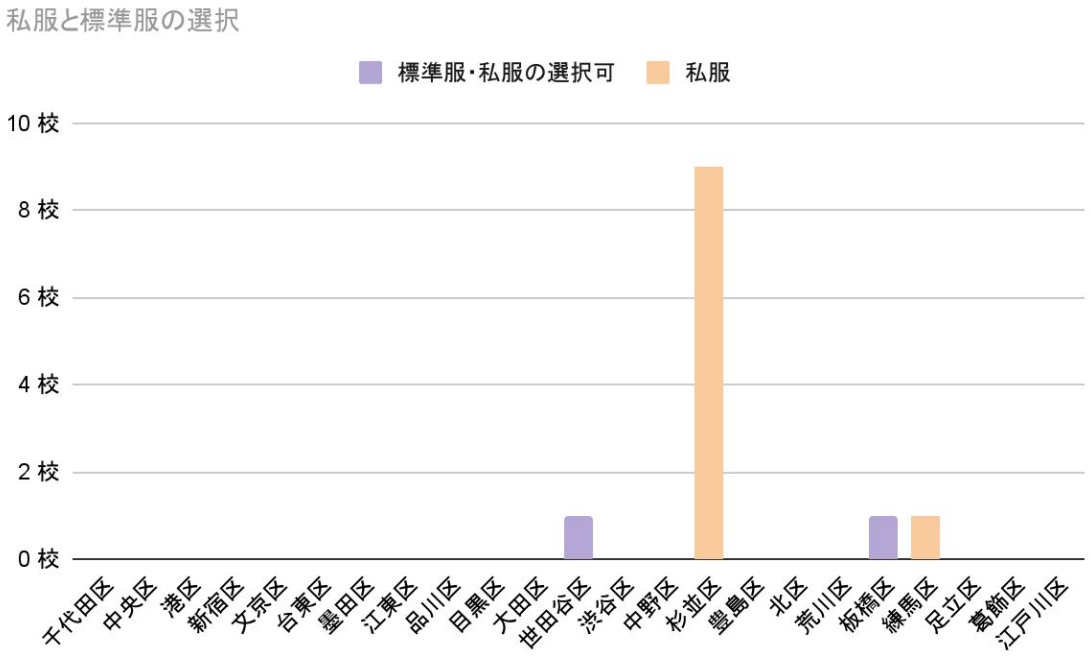

私服で登校できる学校は、杉並区に９校、練馬区に１校ありました。標準服と私服を選択できる学校は、世田谷区に１校、板橋区に１校ありました。なお、私服の場合であっても、学校行事などでは正装が求められている学校もありました。

私服に関するアンケート調査

私服で登校できる学校（１２校）及び標準服と私服を選択できる学校（２校）に対して、私服に関するアンケートを実施しました。そのうち５校から回答がありました。

「私服であることにより、学校側で困っていることはありますか。」との質問に対しては、「体操服登校の生徒について、体育の授業後も着替えがないので、汚れや汗の処理が気になる。」との回答がありましたが、４校からは「なし。」との回答がありました。また、「私服であることによる生徒間のトラブルはありますか。」との質問に対しては、ある学校から「私服で登校できるとの校則が明文化されていなかった時代には、上級生が下級生の服装を気にするということがあったが、減ってきている。」との回答があり、４校からは「なし。」との回答がありました。

学校生活に適切でない服装の生徒がいた場合の生徒指導については、「露出の多い服装についてはひと声かける。」、「マナーとして意識するよう話す。」等の回答もありましたが、「私服であることにより、生徒指導の時間は減りましたか。」との質問に対しては、全校から「はい。」と回答がありました。

「先生方から見た私服を選択できることの良さは何ですか。」との質問に対しては、「天気や体調などを考えて、自分で決められること」、「自分で考える習慣がつくこと」、「服装から個性が伝わること」、「衛生的であること」、「不必要な緊張や我慢をしなくてよくなったこと」等が挙げられていました。

設立当初から私服であるとの学校もありましたが、新型コロナウィルスの対応をきっかけに体操服や私服での登校を認め、その後、私服での登校の方が、よりよい学校運営が可能となると考えて、私服を許容したという学校もありました。私服を選べることについて、上記の生徒側のメリットに加え、学校側としても、ルールに合っているか合っていないかで判断する生徒指導ではなく、教員が生徒の意見を聞き、共に考えたり、生徒に考えさせたりすることで、生徒に応じた柔軟な指導ができるようになったという教員側の変化もメリットとして挙げられていました。

LGBTQに配慮された規定

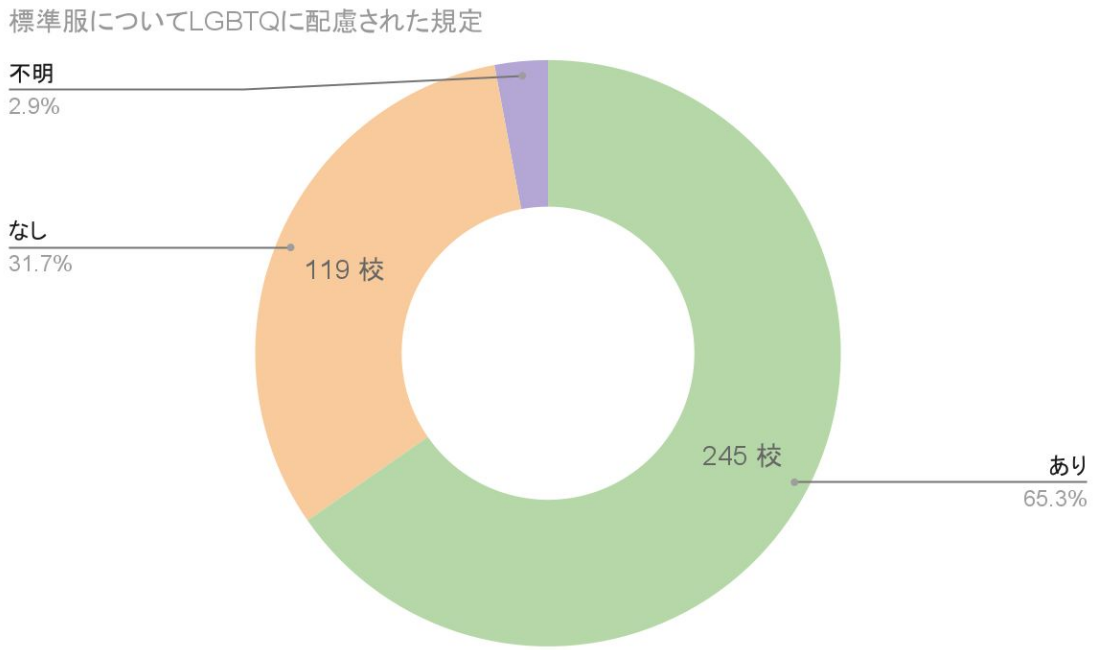

グラフは、校則上、標準服が、性別により区別されているのではなく、例えば、標準服Ⅰ型（スカート）・Ⅱ型（スラックス）のように、標準服の形態（タイプ）で区別されているという点において、LGBTQに配慮された規定となっているかを調査した結果です。全体の６割以上の学校において、タイプ別の規定になっていました。ただし、校則の規定上は、タイプ別となっており、いずれかを選択できるようになっていたとしても、学生服とセーラー服であるなど、事実上、生徒において自由な選択が難しいと考えられる学校もありました。

また、標準服においては、LGBTQに配慮されている規定となっている場合でも、頭髪の規定では、性別ごとに規制がされている学校もありました。

LGBTQに配慮された規定

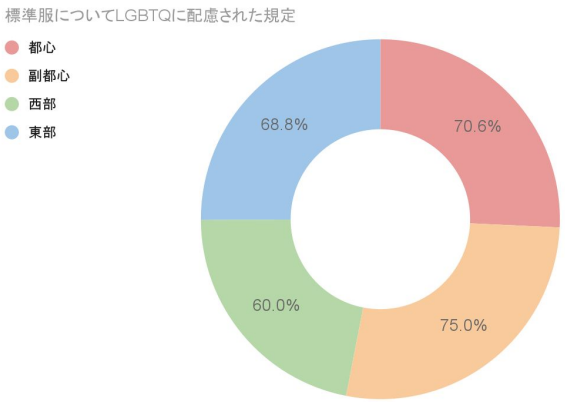

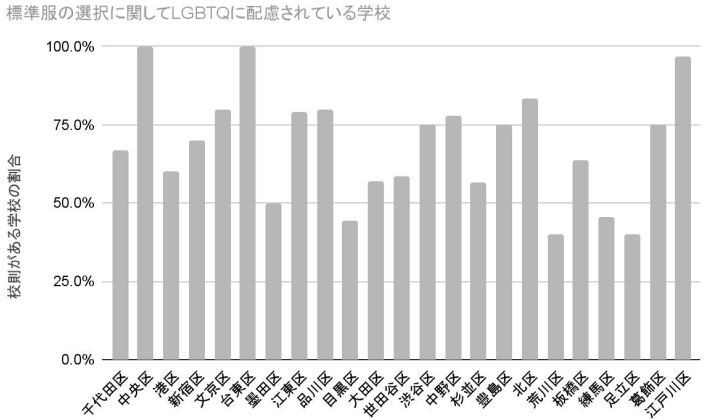

上のグラフは、都心３区、副都心４区、西部及び東部の４つのエリアでLGBTQに配慮された規定になっている（性別による区別ではない）学校数の割合を比較したものです。

下のグラフは、東京都２３区ごとに、標準服についてLGBTQに配慮された規定となっている学校数の割合を調査したものです。区によって規定への配慮に差があるようです。

夏服・冬服の選択

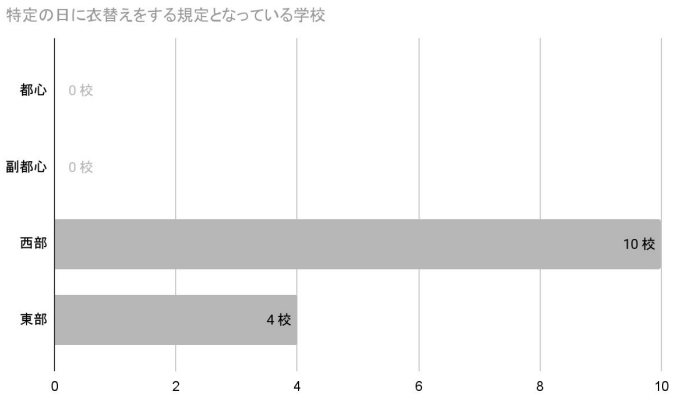

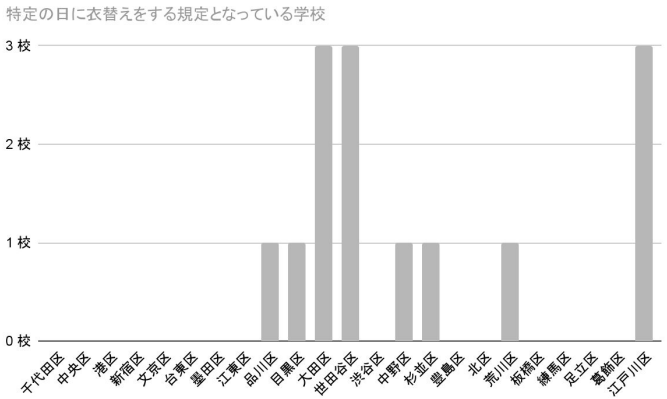

標準服の夏服・冬服の選択については、気温や季節に応じた移行期間の設定がなく、特定の日に衣替えをする規定となっているかを調査しました。

都心・副都心エリアでは、校則上、標準服の切替に特定の日を指定している学校はなく、移行期間が設けられていました。副都心の一部の学校では、１年を通して夏服・冬服をどちらでも着用できるとする一方で、学校行事では、時期によって夏服・冬服のいずれかの着用が義務付けられている学校もありました。

下のグラフは、東京都２３区ごとに、校則上、標準服の切替の移行期間がなく、特定の日を切替日と定めている学校の校数を調べたものです。

各種服装のきまり

シャツ、ブラウス

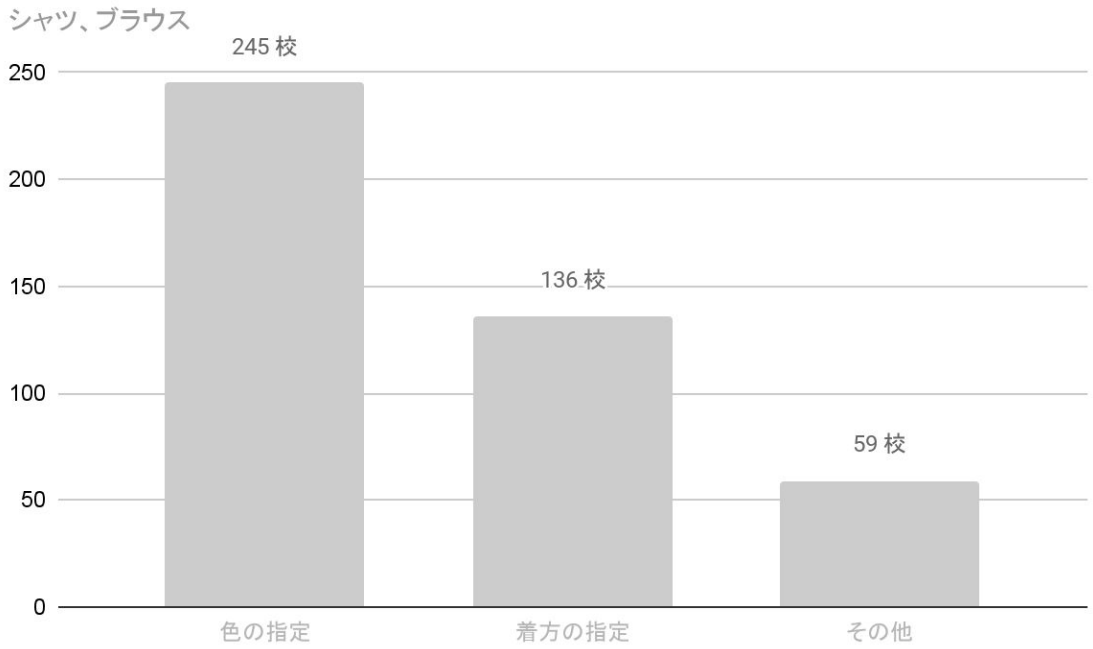

６割以上の学校で、シャツやブラウスの色が決められています。シャツやブラウスの着方についてルールが定められている学校は全体の４割弱でした。

グラフの「その他」は、第一ボタンを留める、ネクタイ・リボンの着用必須と言ったものがありました。

スカート、スラックス

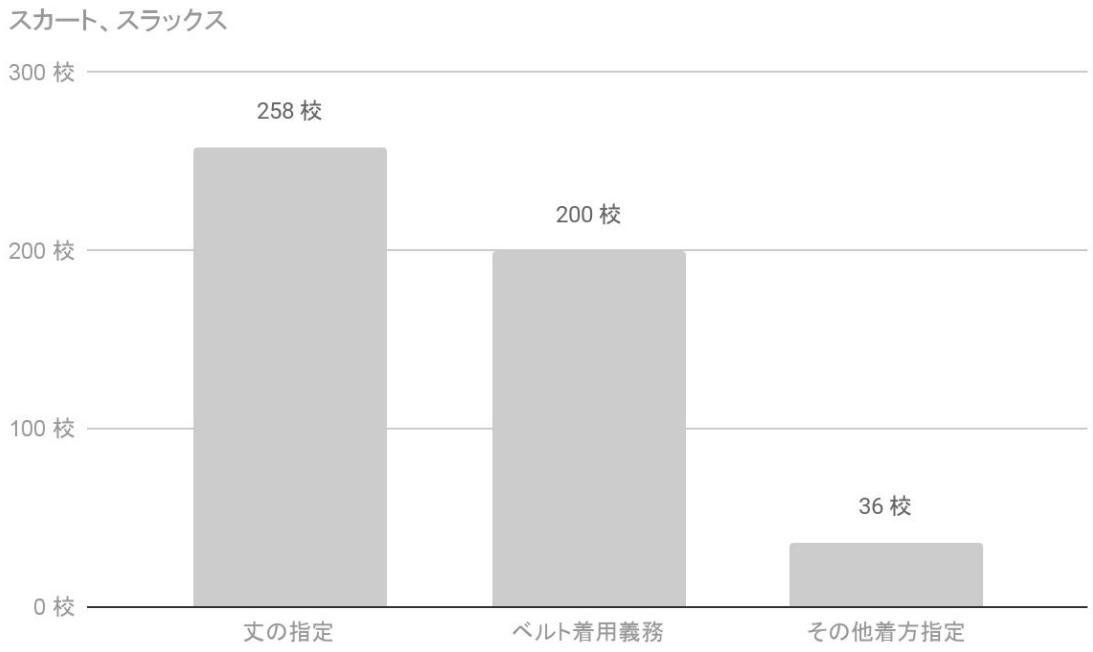

約７割の学校がスカートの丈の長さを規定しています。典型的な例は、「膝立ちした時に床にスカートがつく長さとする」または「膝上を禁止する」という規定です。

また、ベルト着用を規定する学校は、約５割程度でした。

肌着

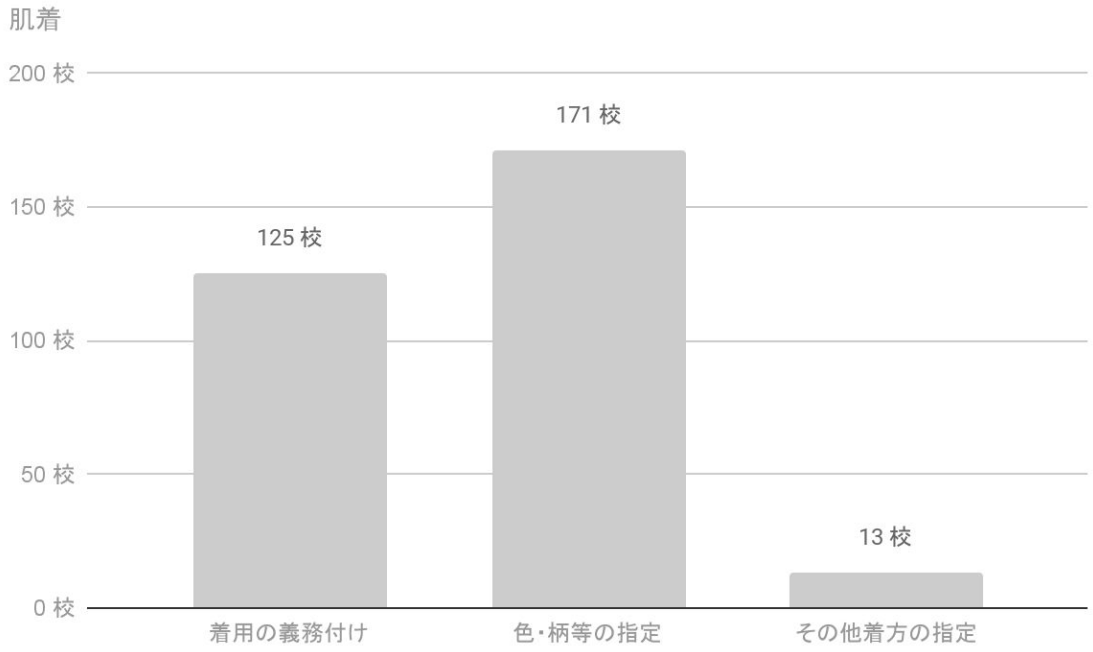

　ワイシャツ等の下にアンダーシャツ等の肌着を着用するよう規定する学校は約３割でした。肌着を着用するとの規定がない場合でも、肌着を着る場合には、特定の色や柄等の肌着を着なければならないと規定する学校は５割近くありました。

靴下、タイツ、レギンス

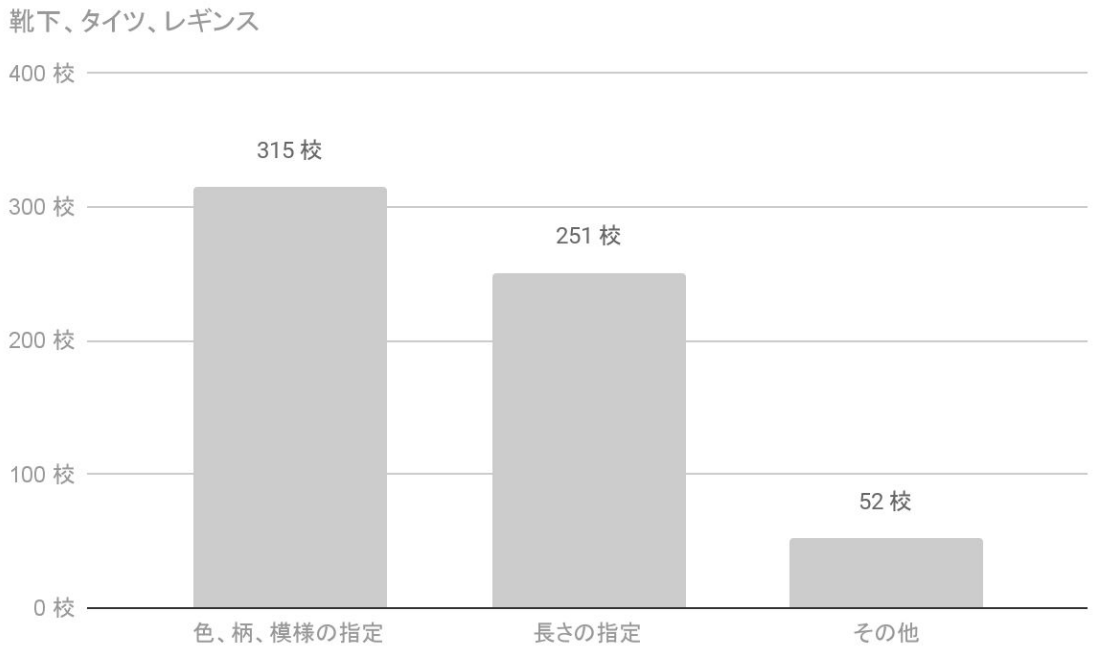

８割以上の学校で靴下、タイツ、レギンスの色、柄、模様を指定する校則がありました。約７割の学校では、「くるぶしが隠れる程度」など靴下の長さを決めていました。

セーター、カーディガンなど

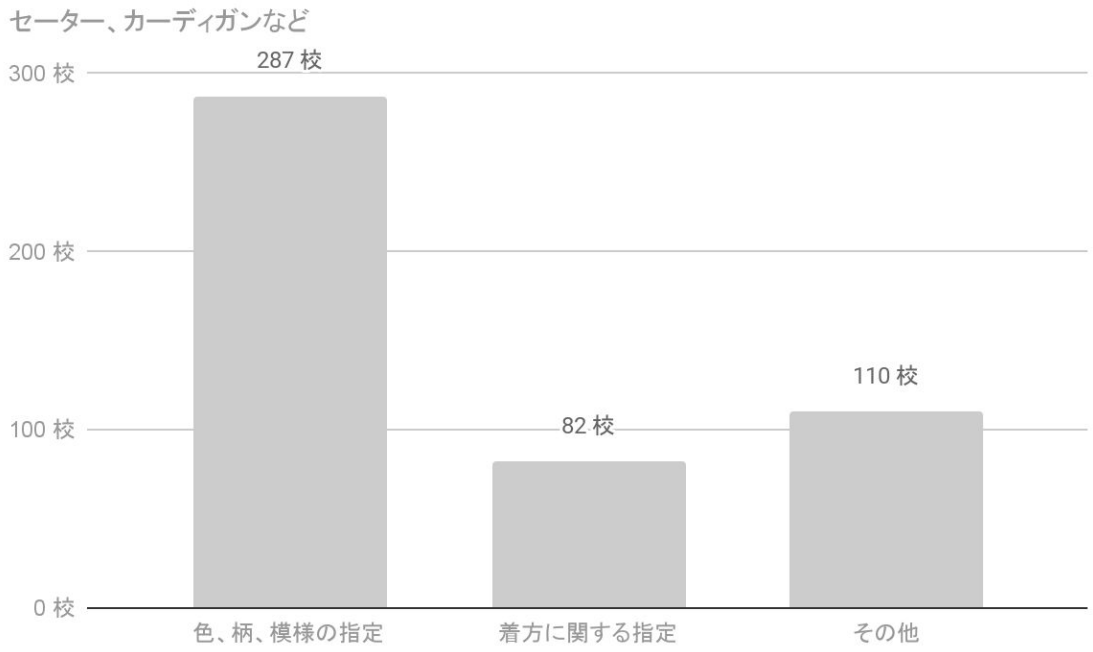

約８割の学校では、セーター、カーディガンなどの防寒具の色、柄、模様を指定する校則がありました。２割の学校ではこれら防寒具の着方に指定がありました。

「その他」には、さまざまな防寒具の決まりがありますが、そもそもカーディガンやトレーナーの着用を禁止という校則もありました。

コート、マフラー、手袋など

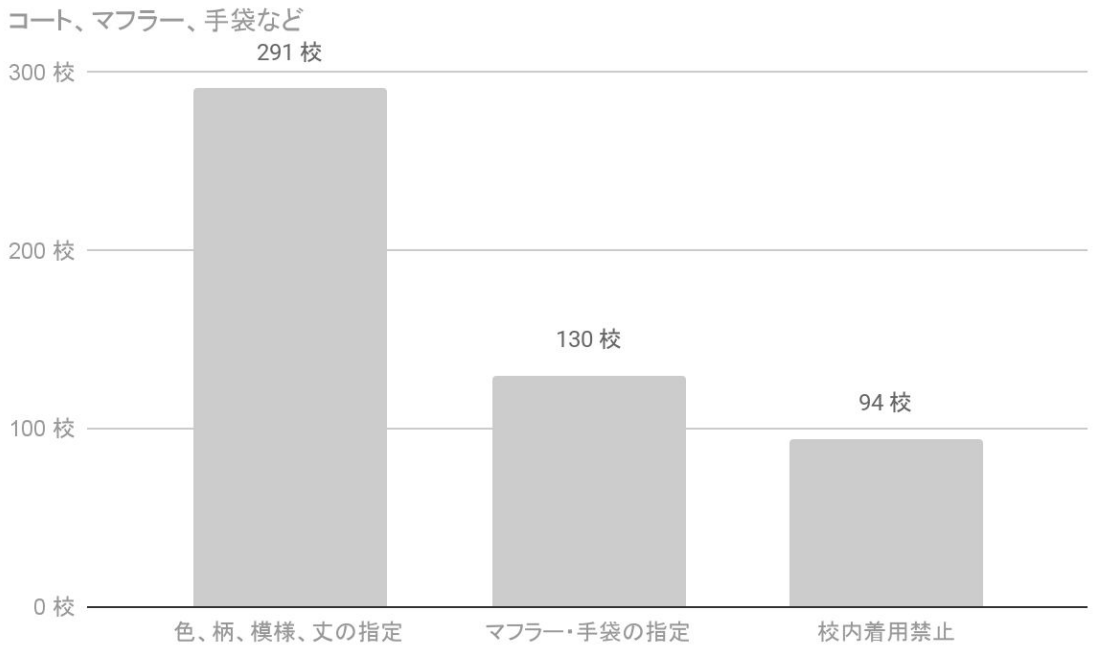

８割の学校では、コート類、マフラーや手袋の色、柄、模様を指定する校則がありました。その他、ジャンバーやウインドブレーカーといった特定の種類のアウターを禁止する校則などがありました。

外履き

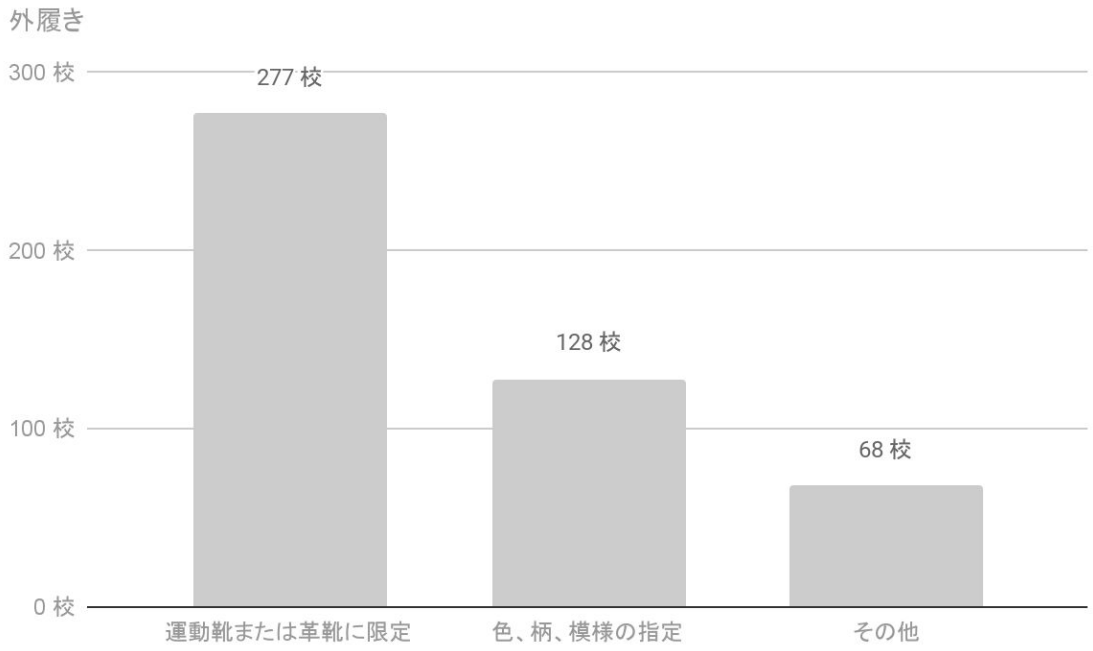

約７割の学校で、外履きに、運動靴または革靴が指定されていました。３割程度の学校で、外履きの色、柄、模様を指定する校則がありました。

「その他」に分類した校則には、様々な内容がありましたが、ハイカットの靴や靴底の高いものを禁止する校則や、かかとを踏まないといった履き方に関する校則がありました。

シャツ等の着方、丈の長さ、ベルト着用

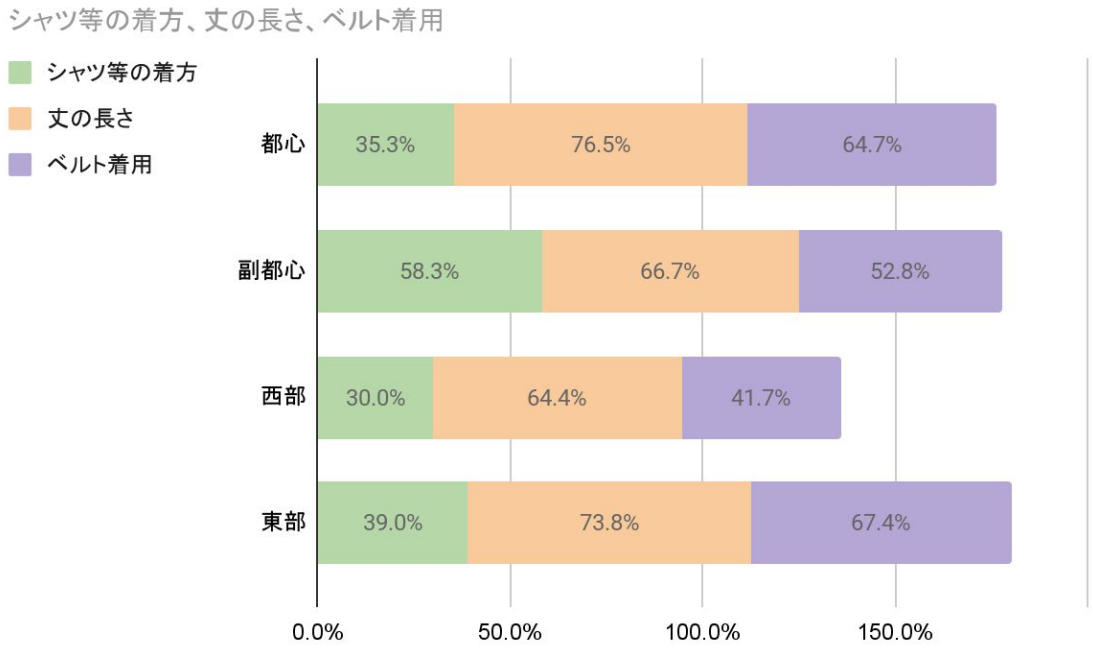

グラフは、シャツ等の着方、スカートの丈の長さ、ベルト着用について決まりがある学校のエリアごとの割合を示したものです。スカートの丈の長さを指定する校則は、どのエリアでも多くの学校で規定されていました。

エリアごとの比較では、西部エリアではこれらの校則が規定されている学校が割合としては少ないことがわかりました。

シャツ等の着方、丈の長さ、ベルト着用

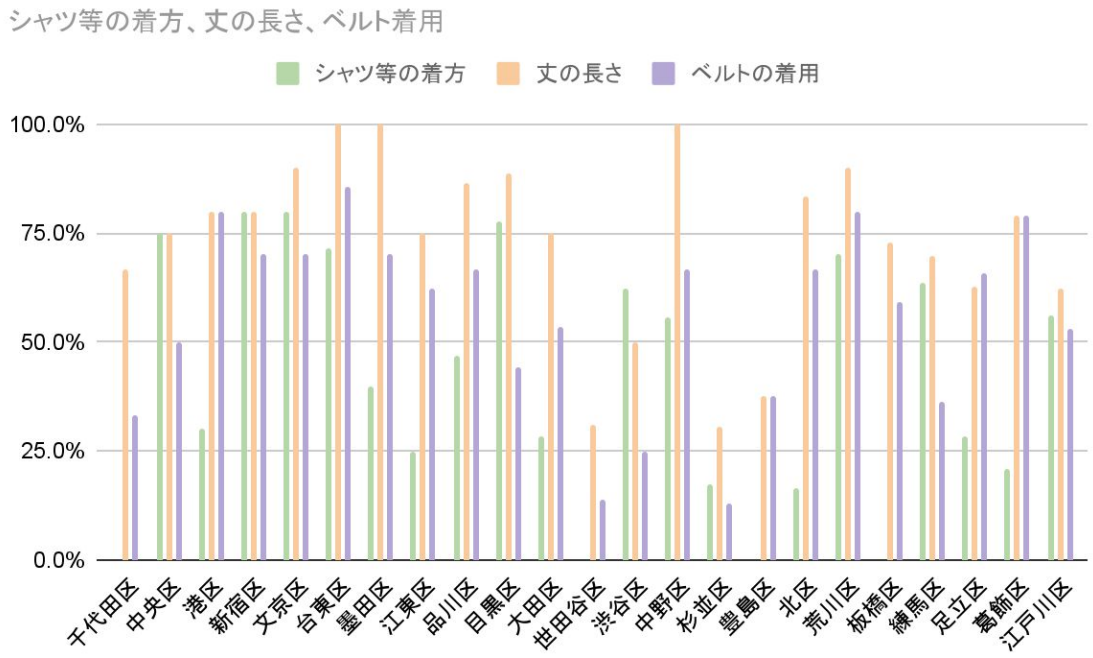

グラフは、区ごとにシャツ等の着方、スカートの丈の長さ、ベルト着用に関する校則がある学校の割合を示したものです。一部の区ではスカートの丈の指定が区が設置する全ての学校で規定されていることがわかります。

他方で、これらの校則がある学校が３割以下にとどまっている区もあり、区によって規定の内容に差が生じていることがわかりました。

肌着

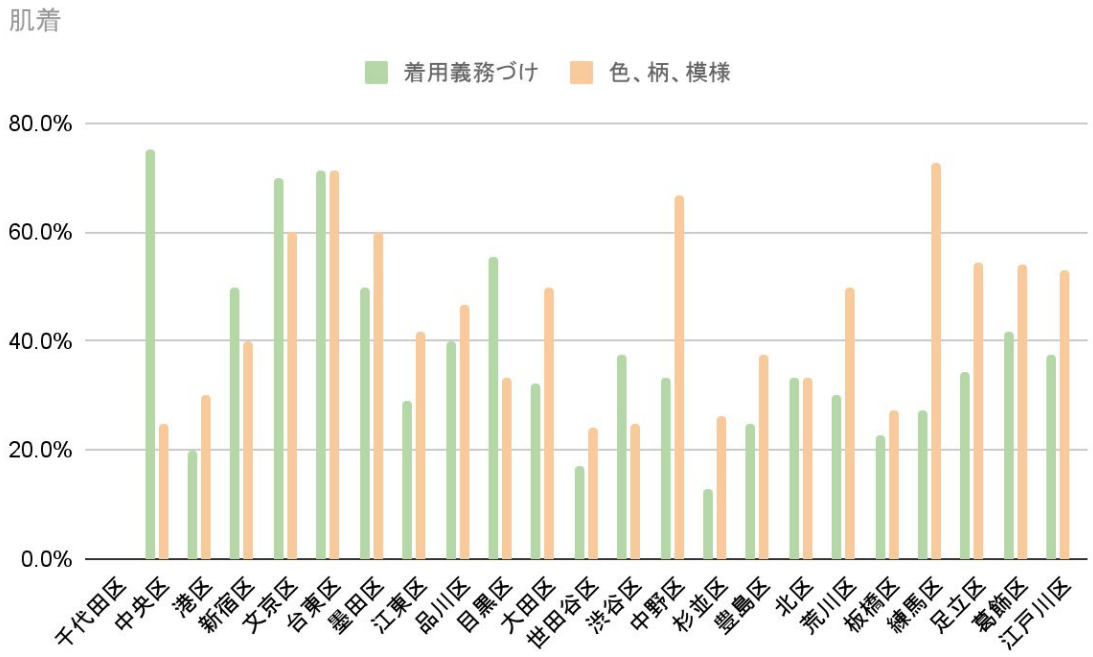

グラフは、区ごとに、ワイシャツ等の下にアンダーシャツ等の肌着の着用を求める校則がある学校と、肌着の色、柄、模様を指定する校則がある学校の割合を示したものです。

いくつかの区は、肌着の着用を求める校則がある学校の割合と、色、柄、模様を指定する校則がある学校の割合がほぼ同じであり、多くの学校で、肌着の着用を求めると同時に、色、柄、模様を指定する校則を設けていることがわかりました。

靴下

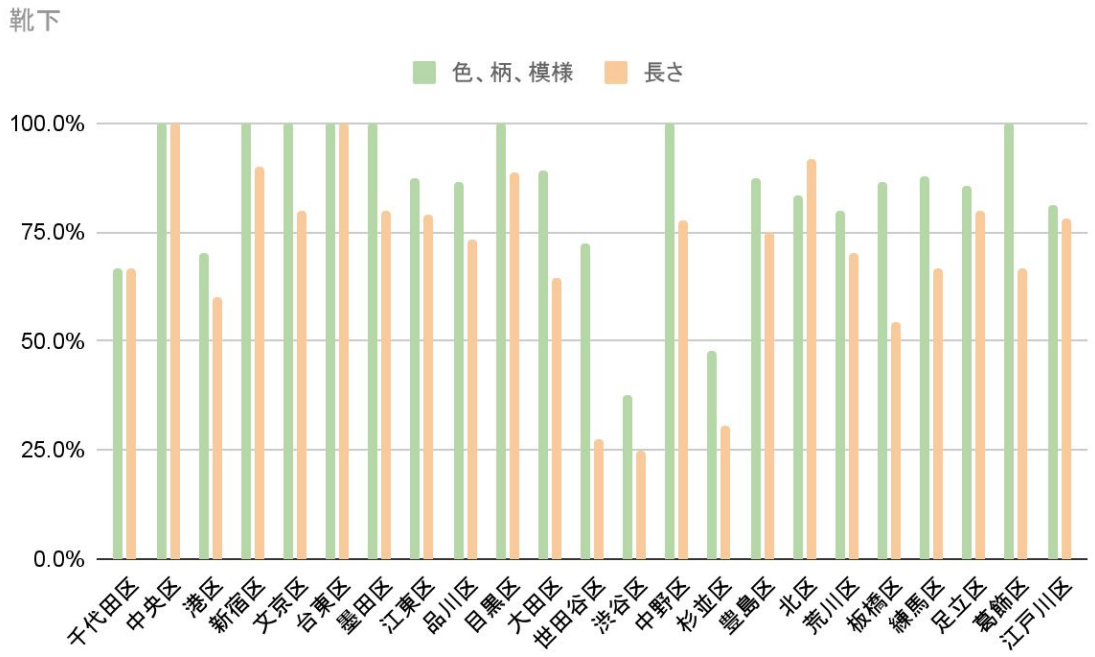

グラフは、区ごとに靴下の色、柄、模様を指定する校則がある学校と、靴下の長さを指定する校則がある学校の割合を示したものです。区によっては、区が設置する全ての学校で、靴下の色、柄、模様や長さを指定する校則がありました。他方で、これらの校則がある学校が３割程度にとどまる区もありました。

肌着、靴下、セーター等、コート等、外履きの色・柄・模様の指定

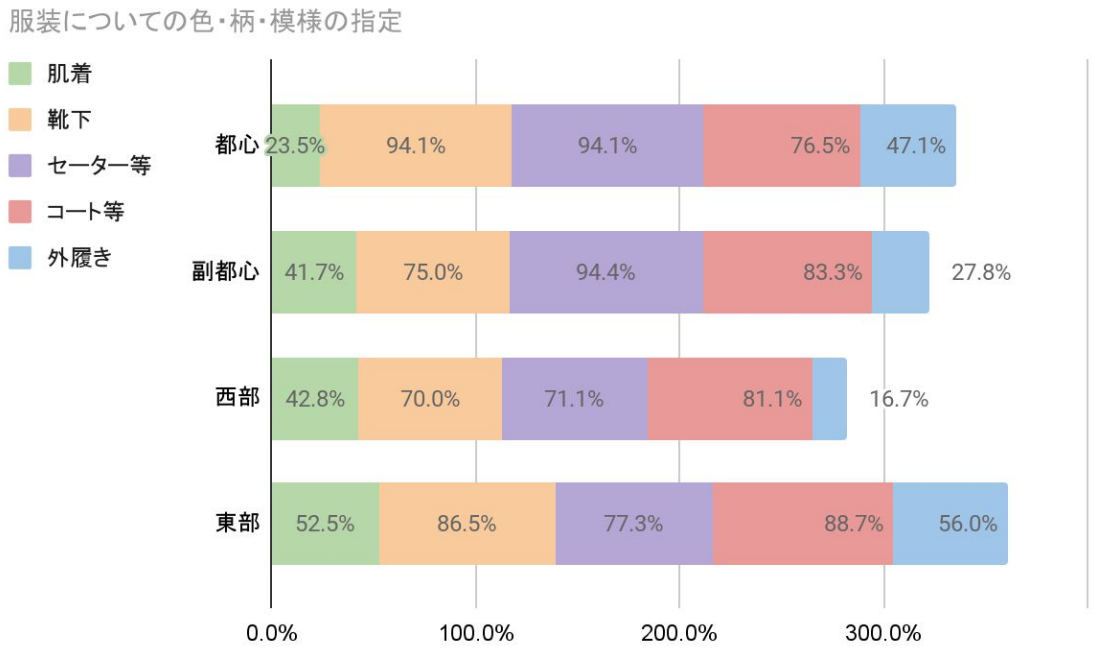

グラフは、肌着、靴下、セーター等、コート等、外履きについて、それぞれ色、柄、模様を指定する校則がある学校をエリアごとに整理したものです。

まず、全体的に靴下、セーター等、コート等の色、柄、模様を指定する学校の割合が多いことがわかりました。

また、西部エリアと東部エリアを比較すると、全体として、色、柄、模様を指定する校則がある学校が、西部では少ないのに対し、東部では多いという特徴がみられました。

頭髪に関する校則

頭髪に関する校則の有無

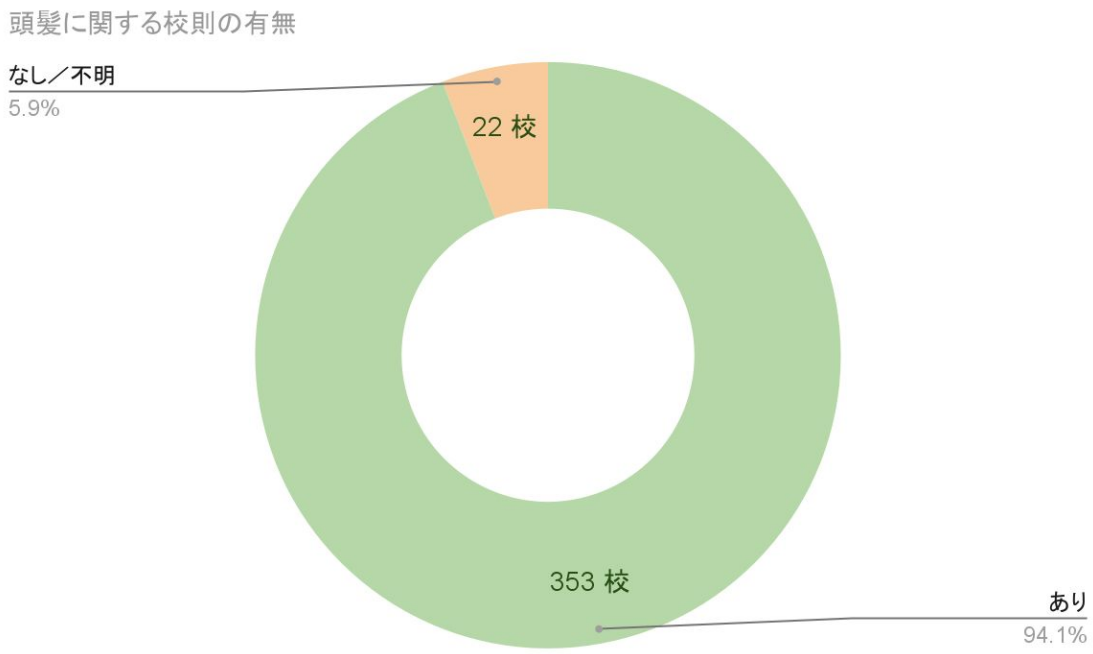

　グラフは、頭髪に関する校則があるかどうかを調査したものです。多くの学校で頭髪について何らかの校則がありました。頭髪の校則が、存在しない、または開示されている校則からは不明という学校は、２２校でした。

　「清潔感のある髪型にする」といった抽象的な文言による規定のほか、パーマ禁止、整髪料の使用禁止といった特定の行動を禁止するきまりがありました。

頭髪に関する校則の数

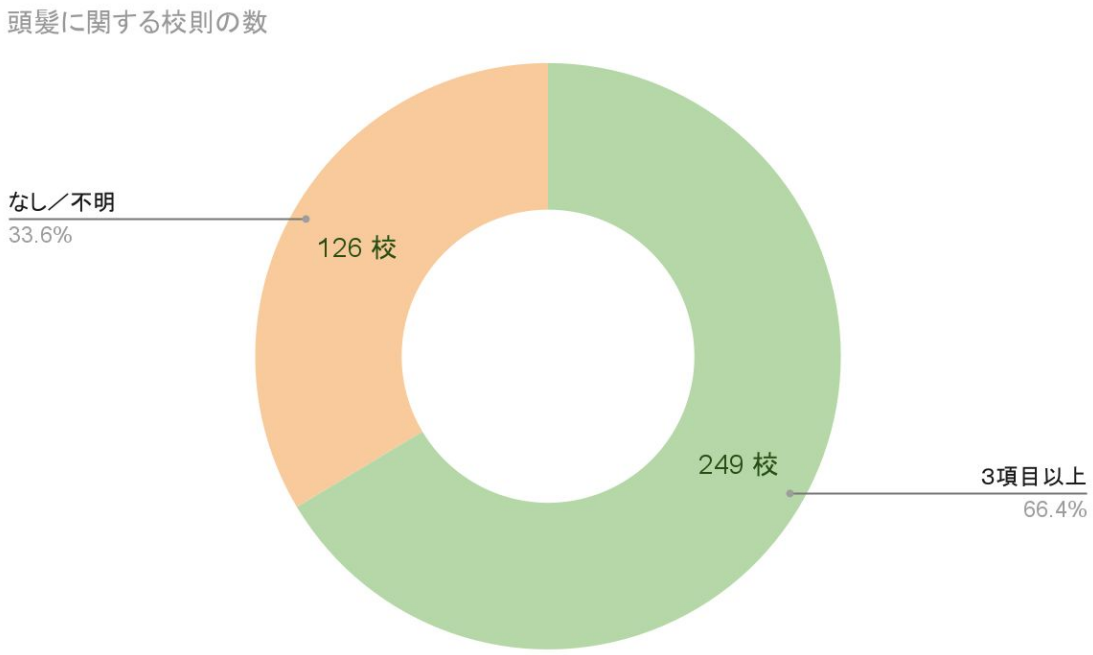

男女別の髪の長さの指定、襟足や前髪の長さの指定、髪の長さによって結ぶ、ツーブロックなどの特定の髪型の禁止、パーマ禁止、脱色・染色禁止、整髪料の使用禁止のうち、３項目以上の校則があるかどうかを調査したところ、約７割の学校において、頭髪に関する校則が３項目以上あることがわかりました。

頭髪に関する校則の数

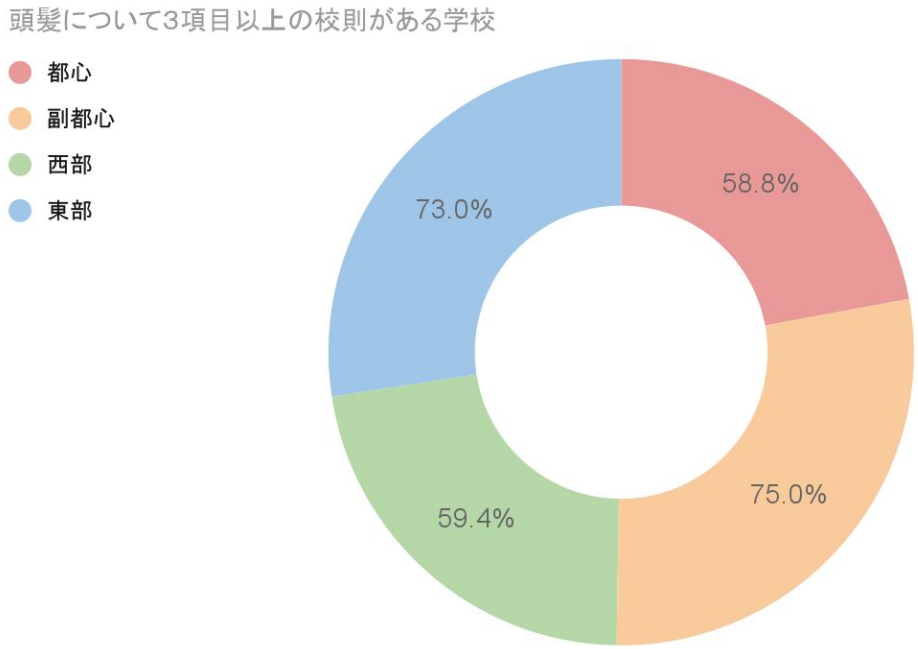

頭髪に関する校則の数について、東京都内のエリアごとに上記の３項目以上の規定がある学校の割合を整理しました。その結果、都心エリアと西部エリアでは比較的、頭髪に関する校則の項目数が少なく、副都心エリアと東部エリアでは、頭髪に関する校則の項目数が多い傾向にあることがわかりました。

頭髪に関する校則の数

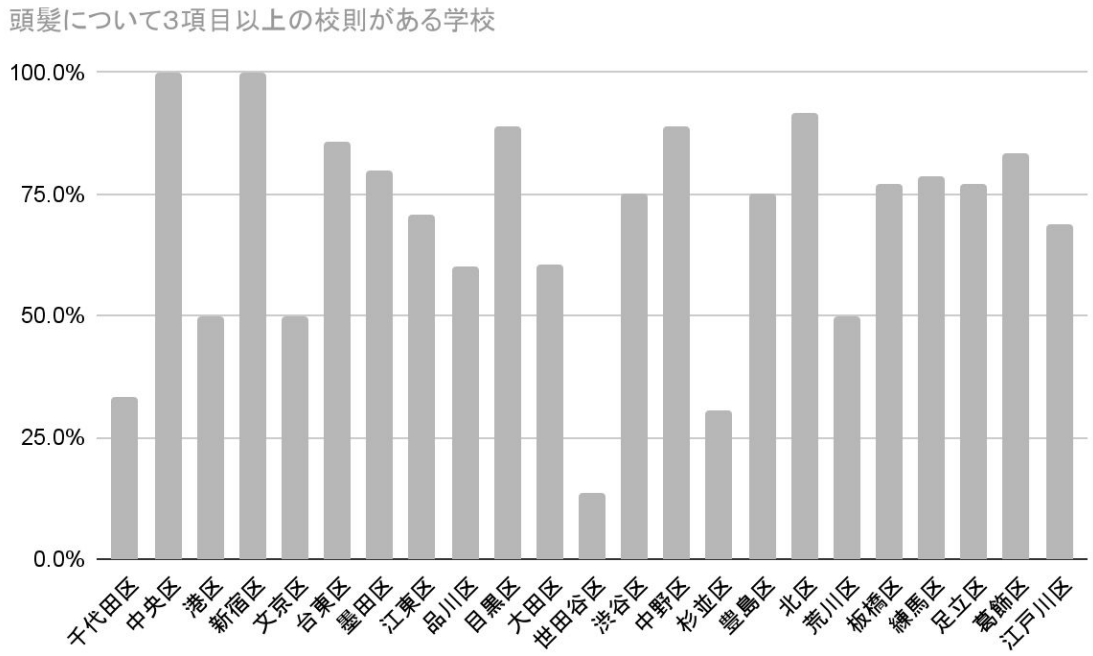

頭髪に関する校則の数について、区ごとに整理しました。世田谷区や杉並区は頭髪に関する校則が２項目以下の学校が多いですが、その他の区では、３項目以上の校則がある学校が相当数ありました。

なお、項目が少ない学校には、生徒の自主的な判断を尊重する趣旨の規定がある学校と、収集した校則上、頭髪に関するきまりがない学校がありました。

髪の加工

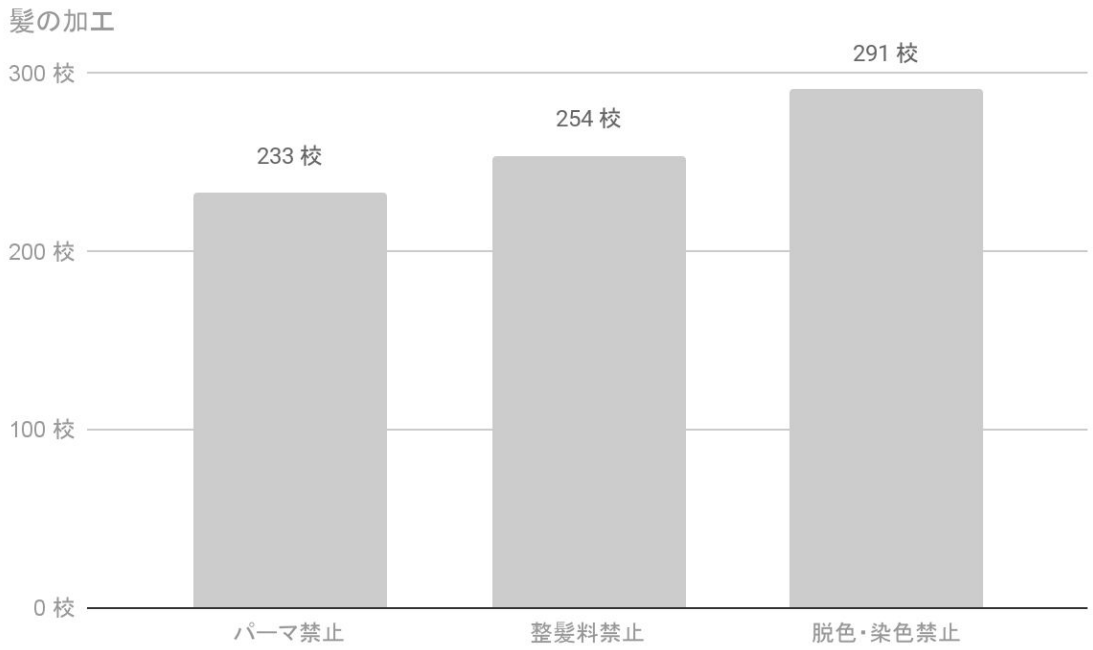

グラフのとおり、髪型について、多くの学校で規定されているのは、脱色・染色禁止、整髪料の使用禁止、パーマ禁止でした。

髪の加工

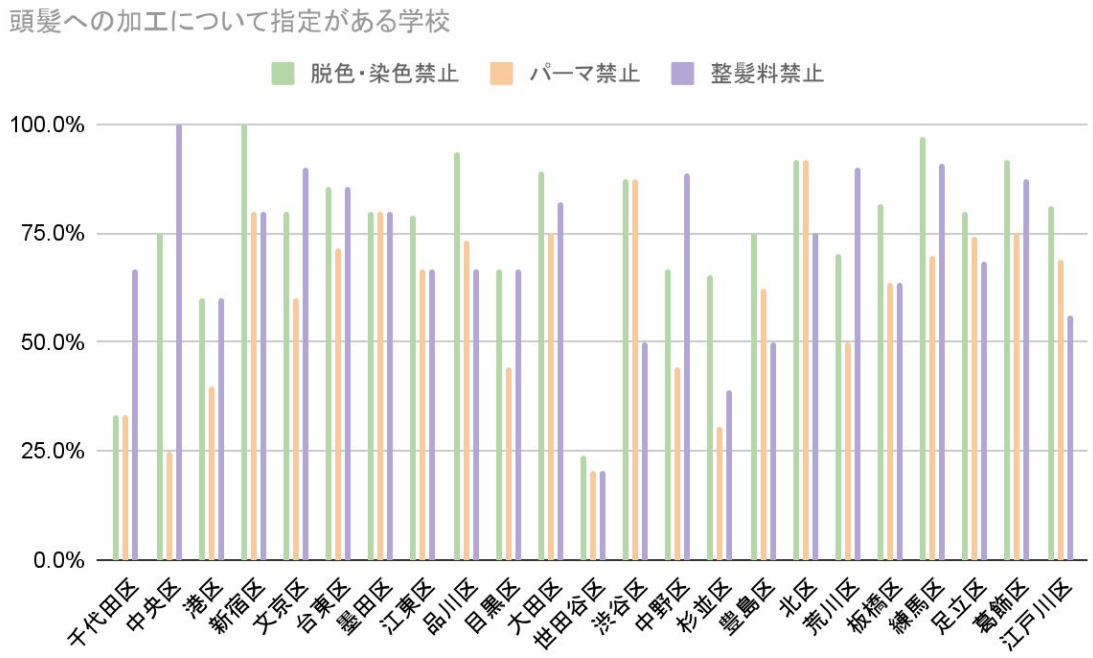

グラフは、区ごとに脱色・染色禁止、整髪料の使用禁止、パーマ禁止の規定を定めている学校の割合を表したものです。規定を設けている学校の割合は、区によって差があることがわかりました。特徴としては、世田谷区では、他の区と比べて、脱色・染色禁止、パーマ禁止、整髪料禁止の校則を定めている学校が少なかったです。世田谷区は、髪型について個別の規制をするのではなく、「学生生活にふさわしいもの」「清潔感のあるもの」等を求める校則が多くありました。

髪の長さ

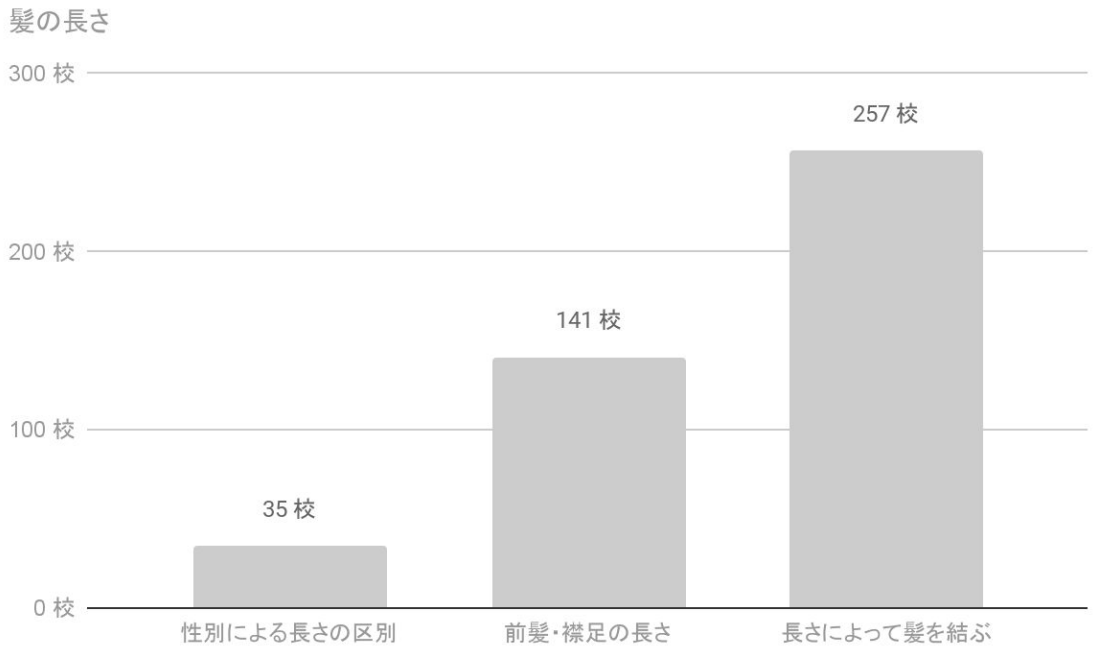

グラフは、性別によって髪の長さに指定があるか、前髪や襟足の長さを指定しているか、また、髪の長さによって髪ゴム等で結ぶことを指示しているかを表したものです。約１割程度の学校で、性別によって髪の長さが決められていました。

また、前髪や襟足の長さを指定する学校は約４割、髪の長さによって髪を結ぶよう指示がある学校は約７割あることがわかりました。髪を結ぶという校則についても、内容は様々であり、特定の場面（例えば、家庭科や体育の授業）に限定して髪を結ぶことを求めている校則もありました。

髪の長さ

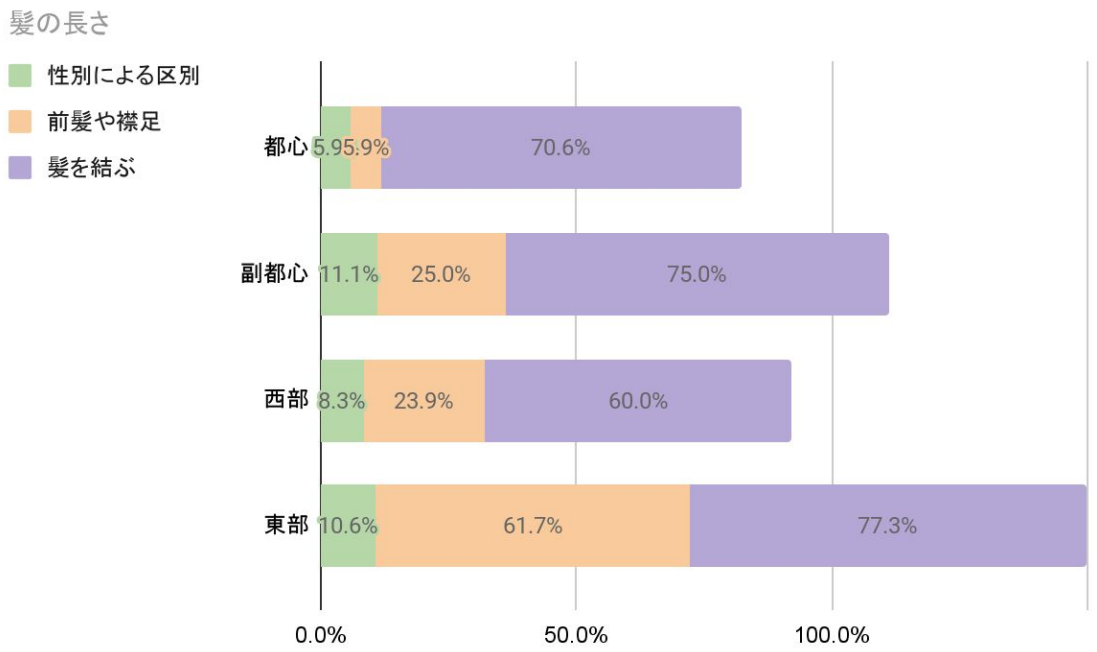

グラフは、髪の長さのきまりについて、東京都内のエリアごとに整理したものです。性別によって髪の長さに指定を設けている学校はどのエリアにおいても一定数存在していることがわかりました。

前髪・襟足の長さを指定する学校は東部エリアに多くあることがわかりました。また、性別によって髪の長さについて指定している学校は、西部エリアと東部エリアに多くありました。

髪の長さ

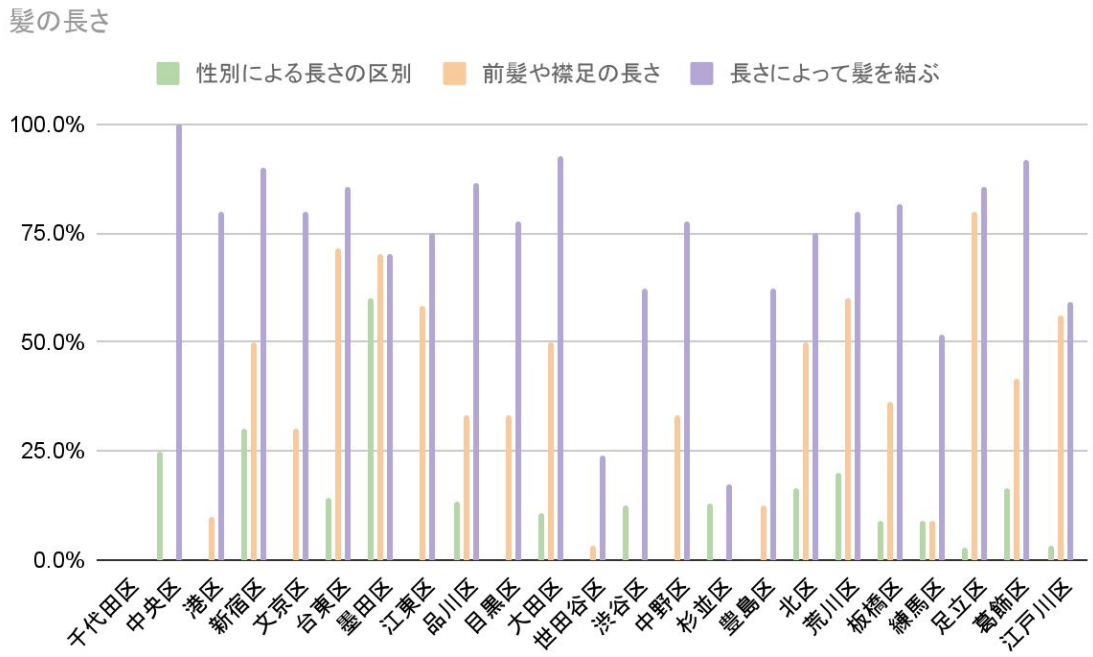

グラフは髪の長さを指定する校則について、区ごとに整理したものです。世田谷区、杉並区は、特に髪の長さについて規定が少ないことがわかりました。前髪や襟足の長さを指定する学校の割合は、台東区、墨田区、足立区に多いことが伺えます。

髪の長さ

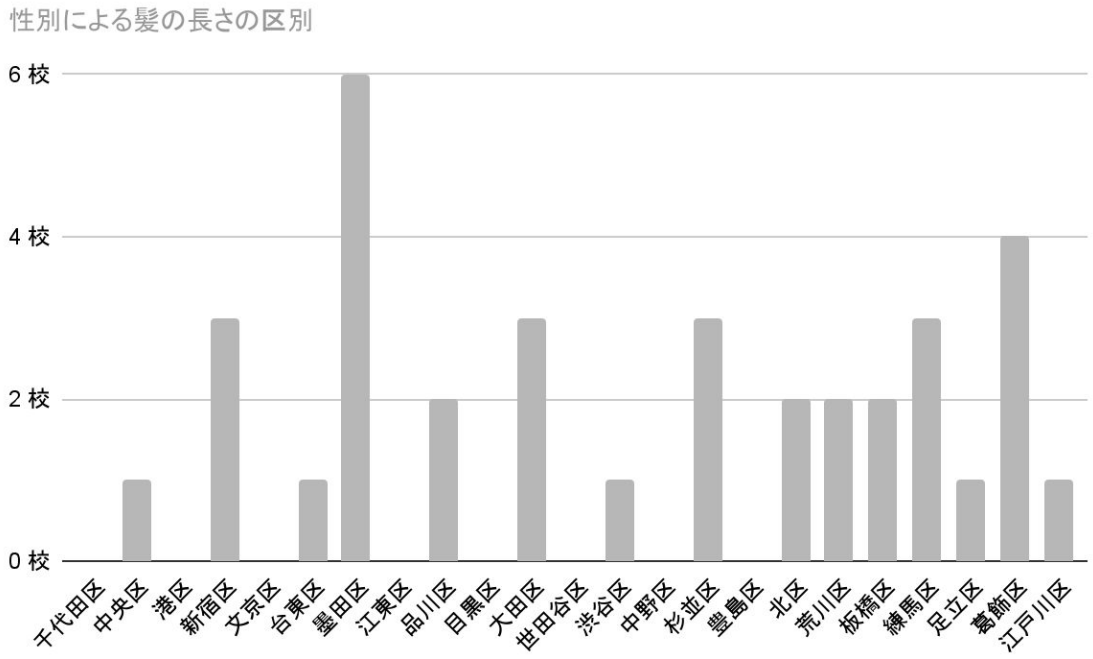

性別に基づいて髪の長さを指定する学校は、墨田区に６校、次に葛飾区に４校、新宿区、大田区、杉並区、練馬区に３校と続いています。

中学生らしい髪型などの抽象的なきまり

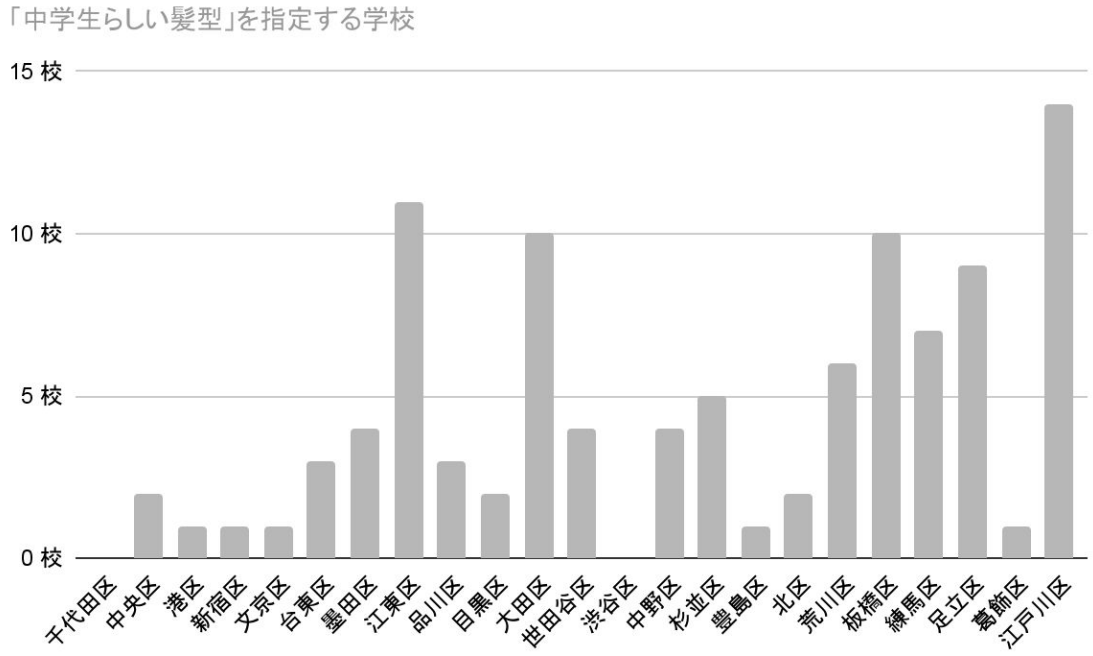

グラフは校則に「中学生らしい髪型」を求める学校の数です。江東区、大田区、板橋区、江戸川区において、中学生らしい髪型を指定する学校が比較的多く存在しています。

中学生らしい髪型などの抽象的なきまり

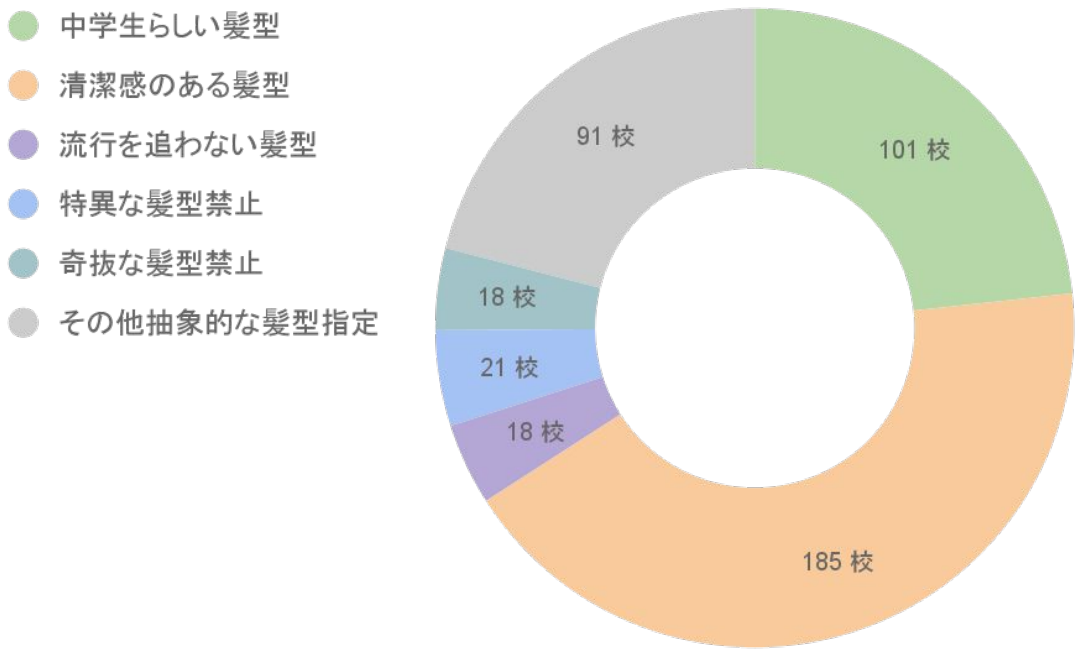

グラフは、「中学生らしい髪型」のほか、「清潔感のある髪型」などの抽象的な髪型の指定がある学校数です。「流行を追わない髪型」、「特異な髪型の禁止」、「奇抜な髪型の禁止」といった特定の抽象的な髪型の禁止を求める学校も相当数ありました。

中学生らしい髪型などの抽象的なきまり

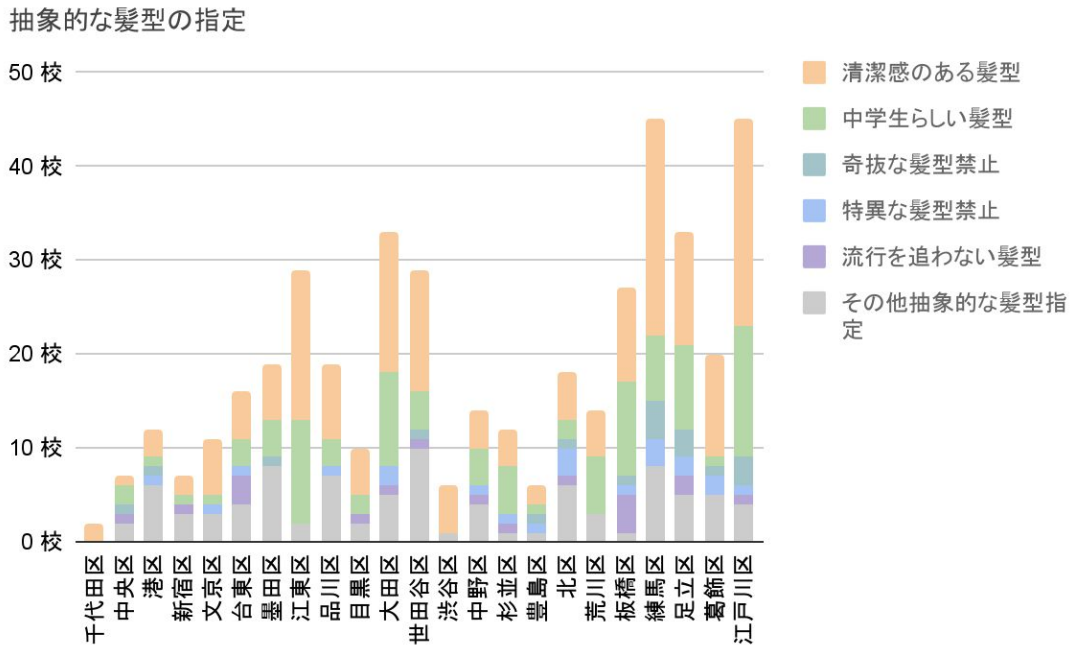

区ごとに整理すると、「奇抜な髪型の禁止」、「特異な髪型の禁止」、「流行を追わない髪型」といった抽象的な特定の髪型を禁止する校則は、一部の区を除き、ほとんどの区で規定されていました。

メイクや眉毛の手入れ

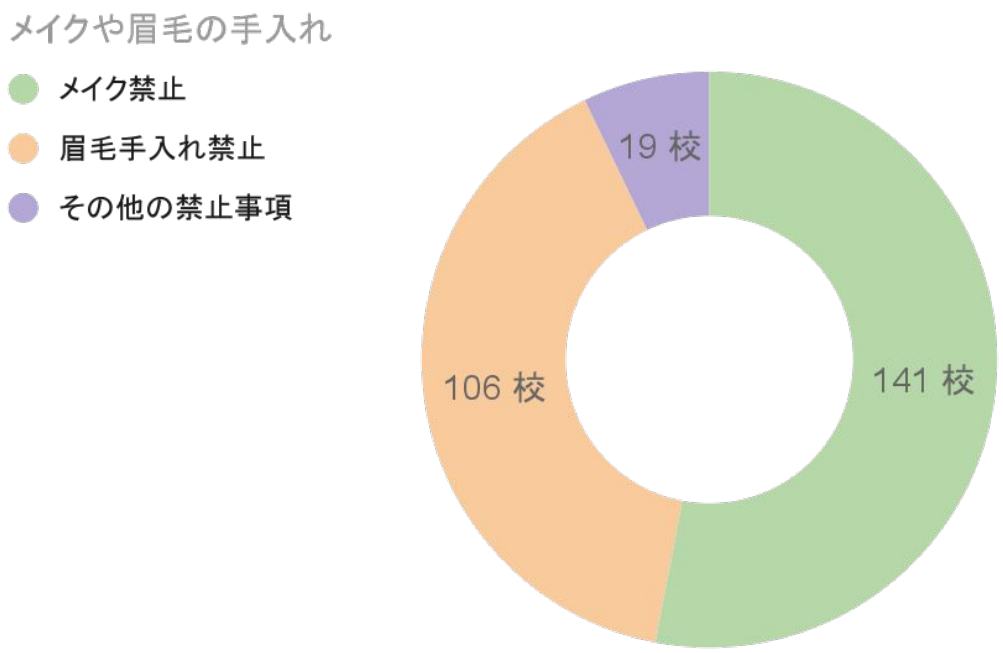

グラフは、メイク（化粧）の禁止、眉毛の手入れ禁止などの校則がある学校数です。メイクの禁止は約４割、眉毛の手入れ禁止は約３割の学校で規定されていることがわかりました。

メイクや眉毛の手入れ

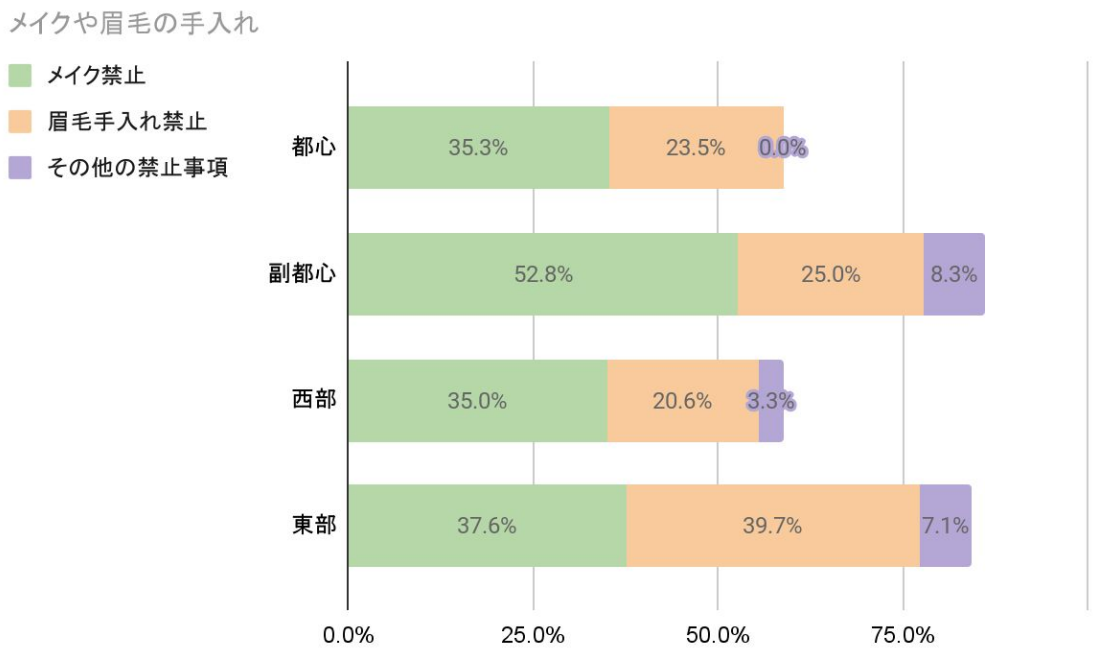

グラフは、東京都のエリアごとに整理したものです。副都心エリアは、他のエリアと比較して、メイク禁止を規定している学校の割合が多いことがわかります。

また、副都心エリアと東部エリアは、他のエリアと比較して、眉毛手入れ禁止とメイク禁止の校則を規定している学校の割合が高くなっています。

髪ゴム、ヘアピン

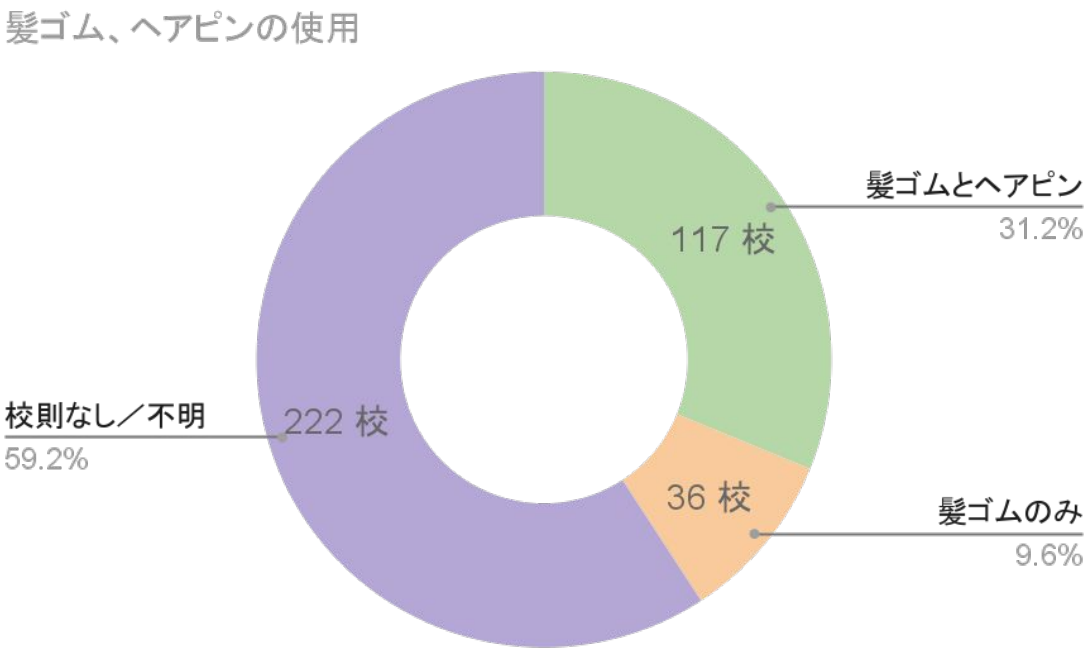

グラフは、髪ゴムの使用のみが許容されている学校数、髪ゴムとヘアピンのみの使用が許容されている学校数等を表したものです。

髪ゴムとヘアピンのみが許容されている学校と髪ゴムのみが許容されている学校が、合わせて全体の約４割でした。

髪ゴム、ヘアピン

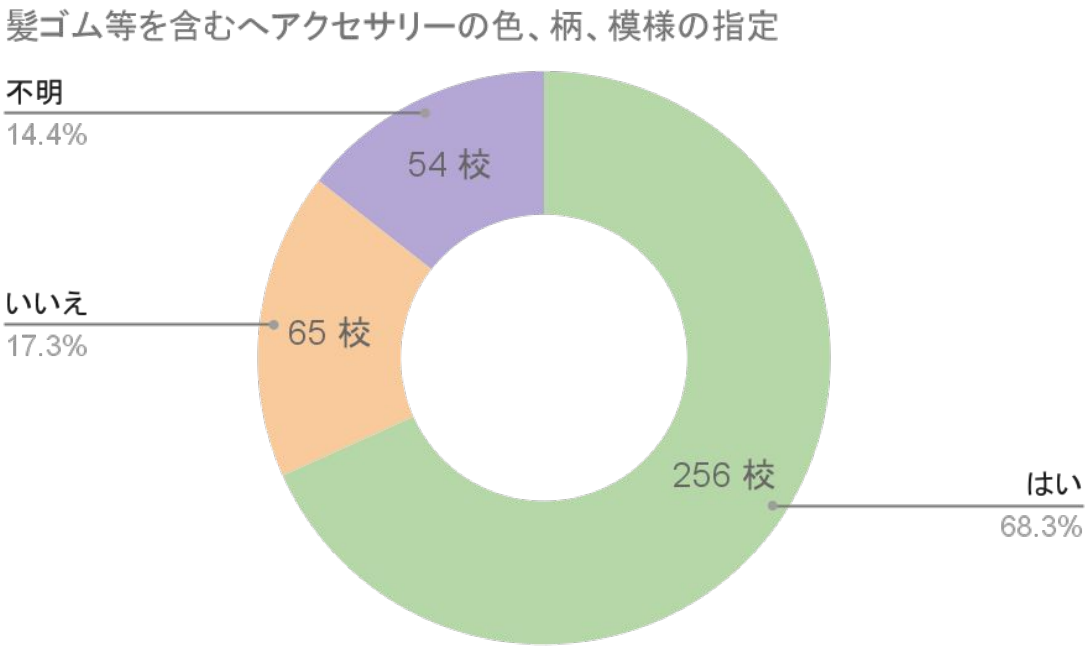

グラフは、髪ゴム等のヘアアクセサリーの色、柄、模様等が指定されている学校数を示したものです。全体の約７割が、色、柄、模様を指定しています。

髪ゴム、ヘアピン

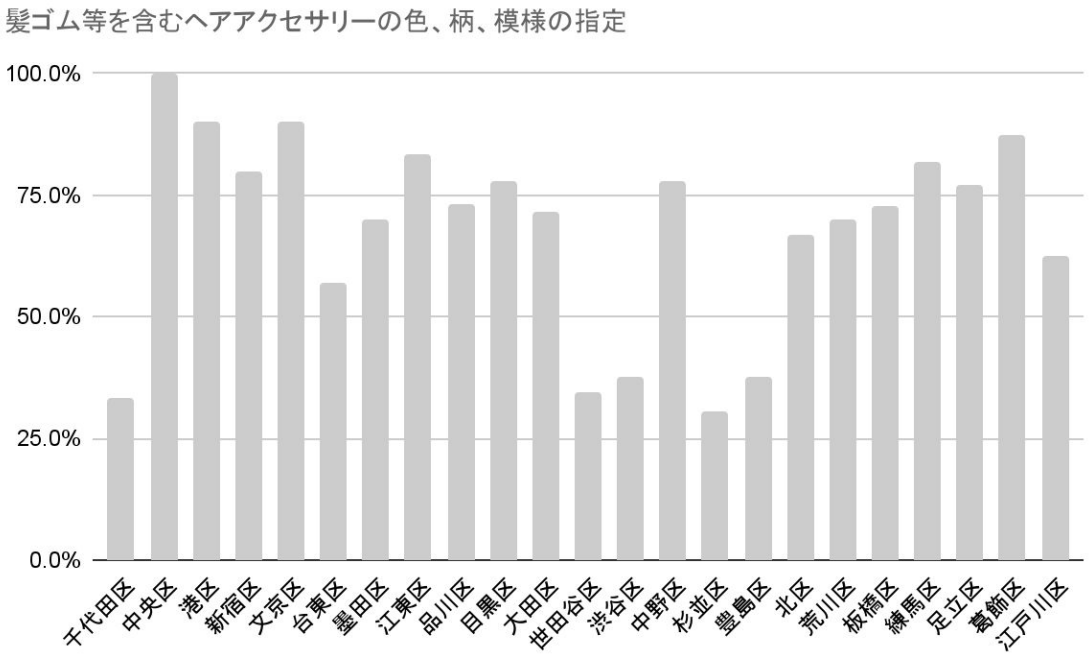

グラフは、髪ゴム等を含むヘアアクセサリーの色、柄、模様等が指定されている学校の割合について区ごとに整理したものです。中央区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区の約３割程度の学校でかかる規定があり、そのほかの区では概ね７割近い学校でかかる校則が規定されていました。

持ち物に関する校則

通学カバン

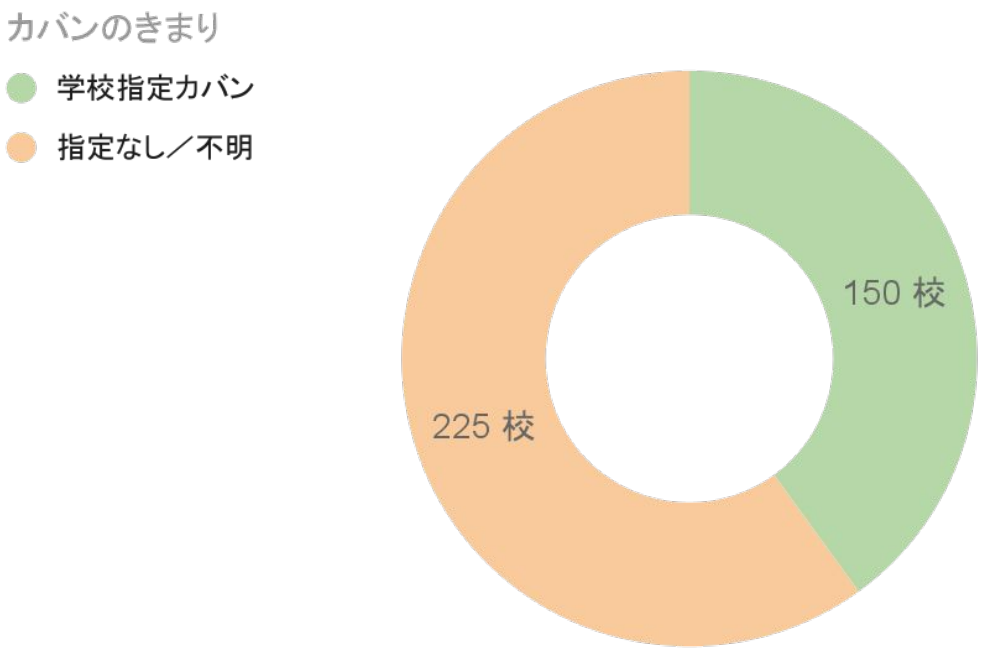

　グラフは、通学カバンについて、学校から指定された通学カバンがある学校数を示したものです。学校が指定するカバンを使うよう指示されている学校が１５０校ありました。

通学カバン

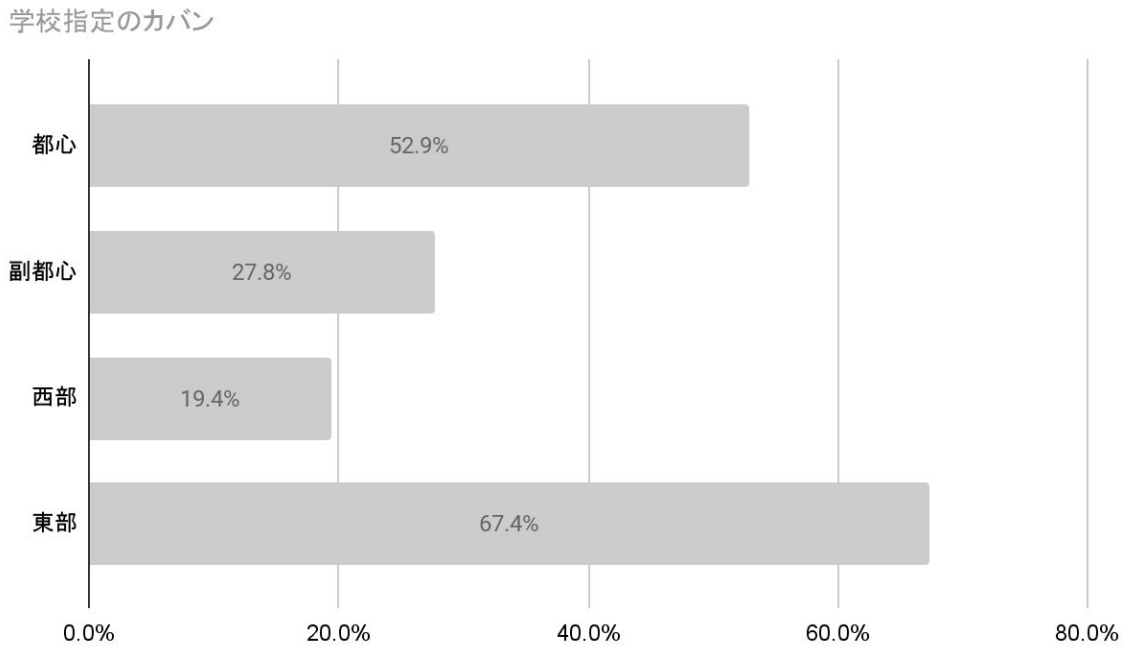

グラフは、学校から指定された通学カバンがある学校数について、東京都内のエリアごとに整理したものです。カバンを指定する学校は、都心エリアと東部エリアで多い傾向にあります。

通学カバン

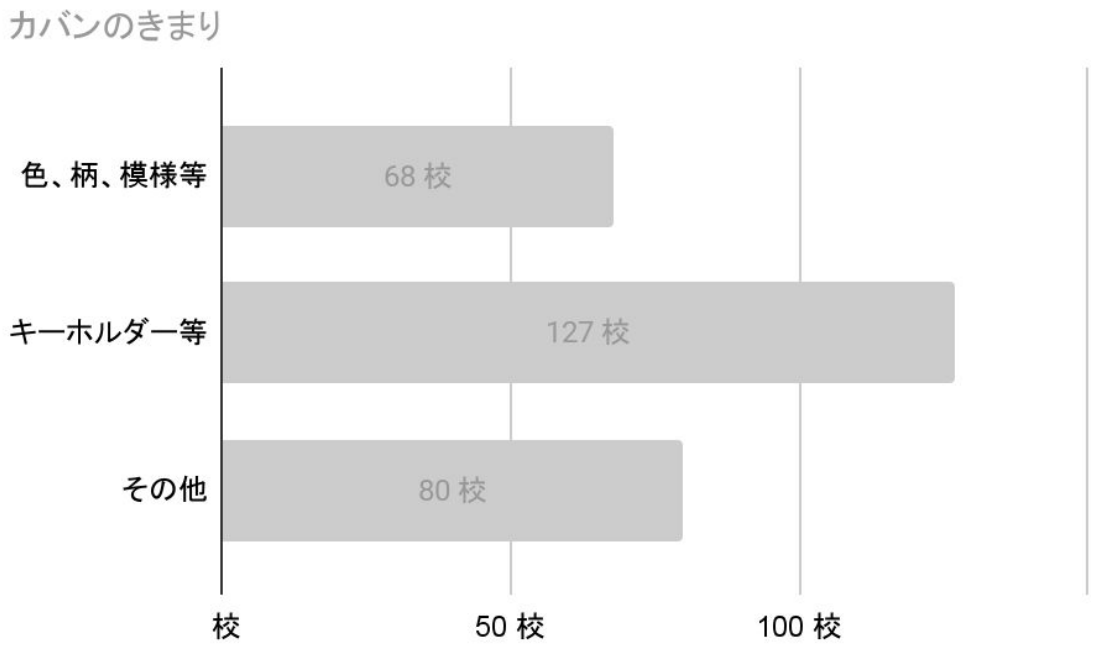

グラフは、通学カバンについて、学校指定のカバンはないものの、色、柄、模様等を指定している学校とカバンに付けるキーホルダー等のアクセサリーの指定がある学校数等を示したものです。カバンの色、柄、模様等の指定については、サブバッグについてのみ指定する学校もありました。上記グラフの「その他」には、バッグのタイプ（肩にかけるもの等）が指定されている学校や「通学にふさわしい」カバンの使用を求める等の規定がありました。

また、カバンに付けるキーホルダー等に何らかの指定がある学校は、相当数ありました。キーホルダー等の指定の内容に関しては、例えば、付けられる個数を制限する、付ける物の大きさを指定するなどの規定がありました。

通学カバン

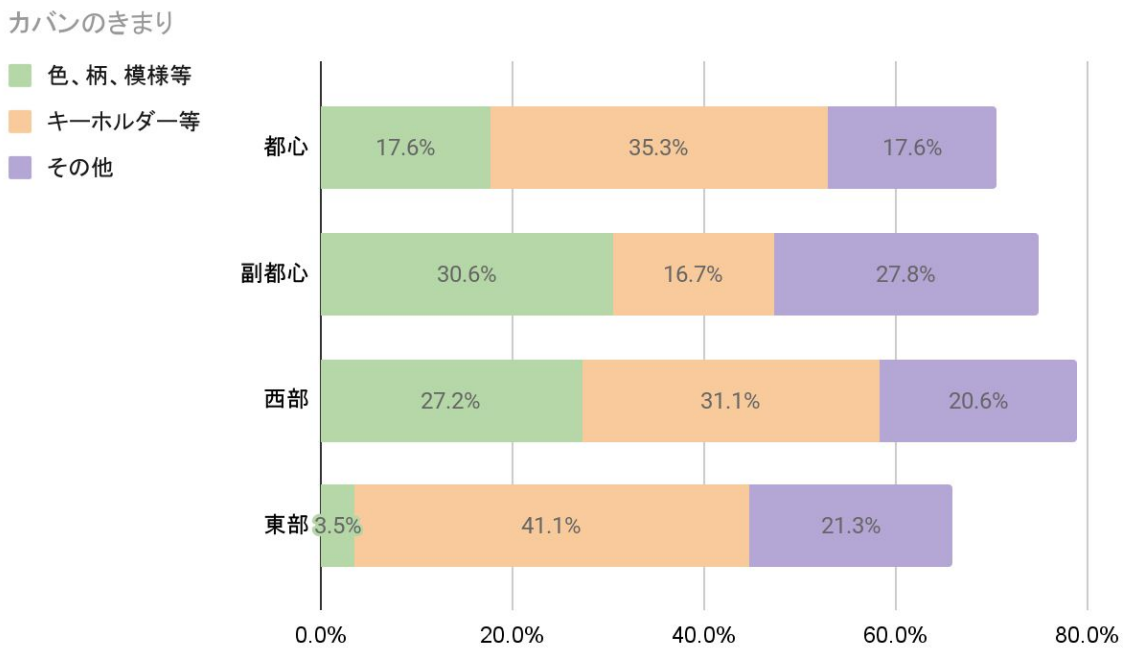

グラフは、カバンのきまりについて、東京都内のエリアごとに整理したものです。都心エリアと東部エリアではキーホルダー等のアクセサリーの指定が多いことがわかります。

また、副都心エリアと西部エリアでは、カバンの色、柄、模様等の指定が多く、都心エリアと東部エリアでは、キーホルダー等の指定がある学校が多いです。学校指定のカバンがある学校では、カバンに付けるキーホルダーを制限する傾向にあることが伺えます。他方で、学校指定のカバンがない場合には、色、柄、模様等を指定する傾向にあることが伺えます。

通学カバン

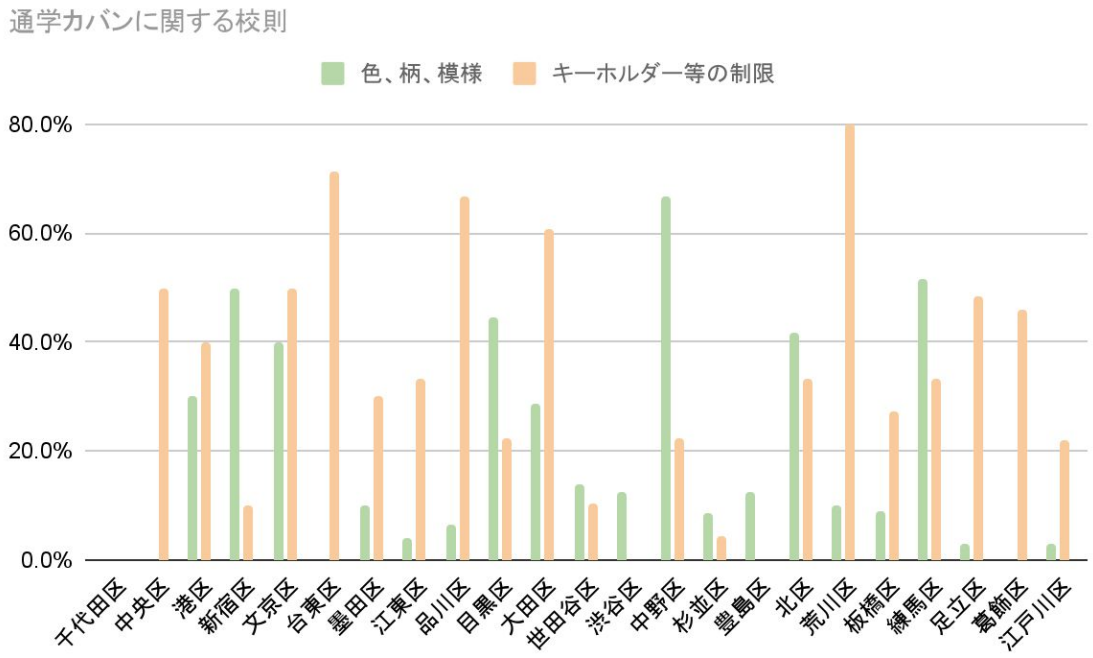

区によって整理すると、通学カバンに関するきまりがある学校数が２割以下の区がある一方で、５割以上の学校で通学カバンに関するきまりがある区もあります。

ケア用品

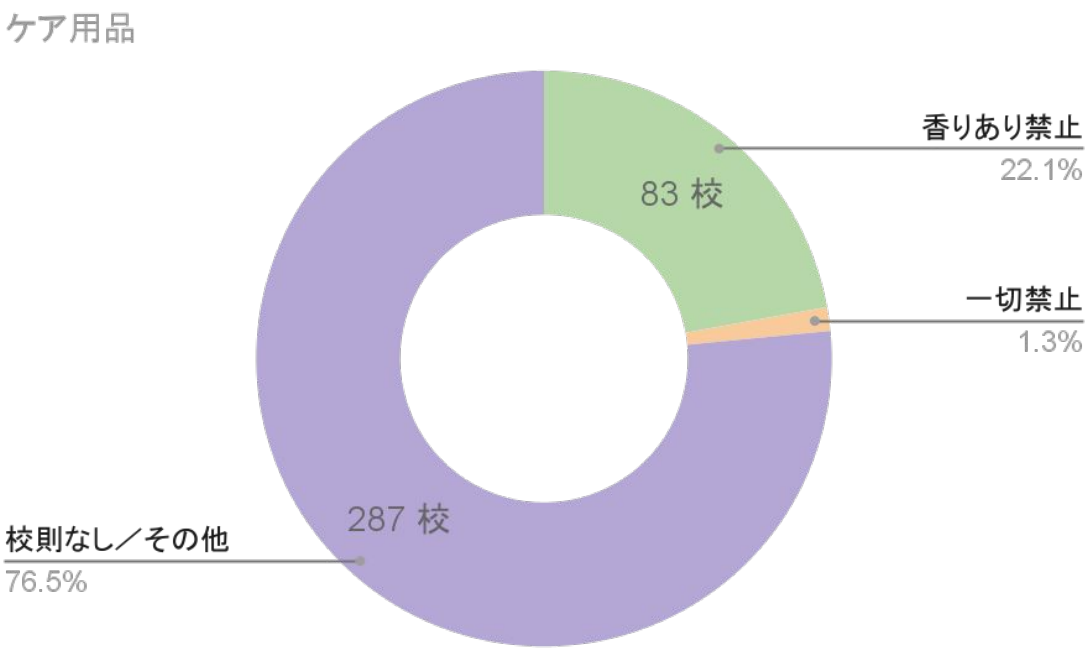

グラフは、リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止めなどのケア用品の持ち込みについて、香りがあるケア用品の持ち込みの禁止等の規定がある学校数を示したものです。規定上、一切禁止とする学校が３．３％である一方で、香りに着目して一定の制約を設ける学校は５４．２％でした。

また、「その他」の規定には、例えば、「学習に無関係なものの持ち込みを禁止する」、「色付きを禁止する」、「シートタイプのみ可」という規定等がありました。

ケア用品

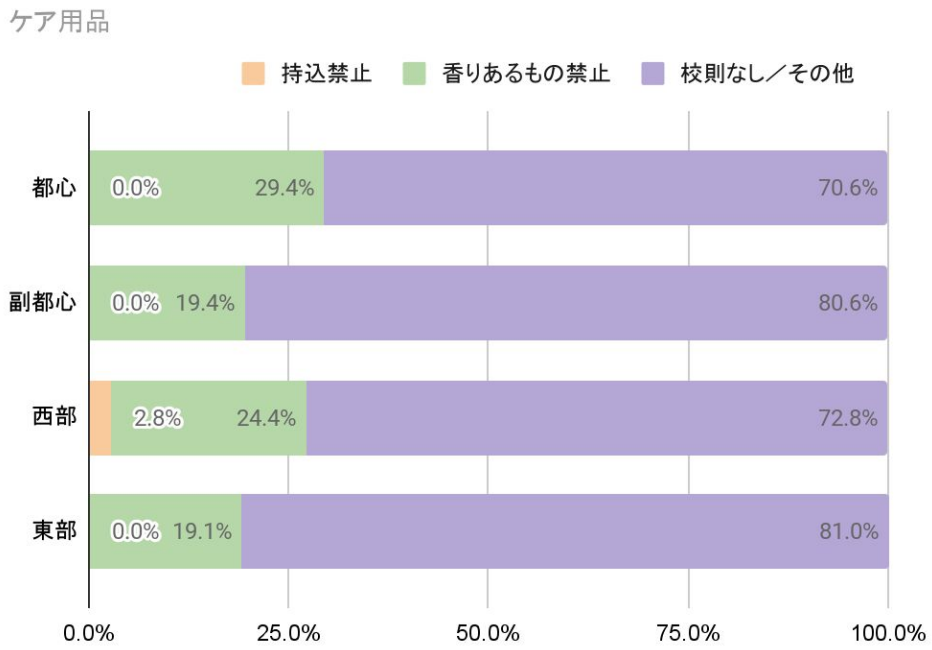

グラフは、ケア用品の持ち込みについて、東京都内のエリアごとに整理したものです。ケア用品の持ち込みを一切禁止する学校の割合は西部エリアで２．８％、他のエリアでは０％でした。香りに着目して持ち込みを制限する学校の割合はエリアごとに若干の差がありました。

ケア用品

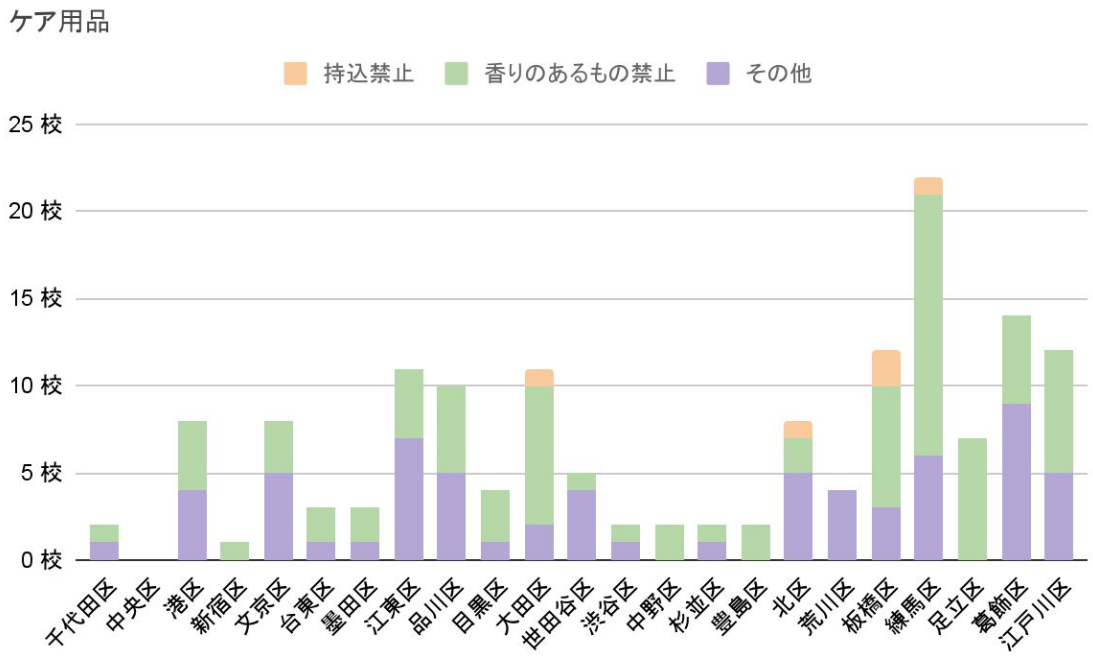

グラフは、ケア用品の持ち込みに関する校則がある学校の割合について、区ごとに整理したものです。香りに着目して持ち込みを制限する学校は、練馬区に多く見られることがわかりました。ただし、ケア用品の持ち込みに関しては、「学習に無関係なものの持ち込みを禁止する」といった包括的な規定があり、その中に、ケア用品が含まれているのかが、校則上は不明な学校も多いです。

学校外に関する校則

下校時の寄り道と立ち寄り禁止

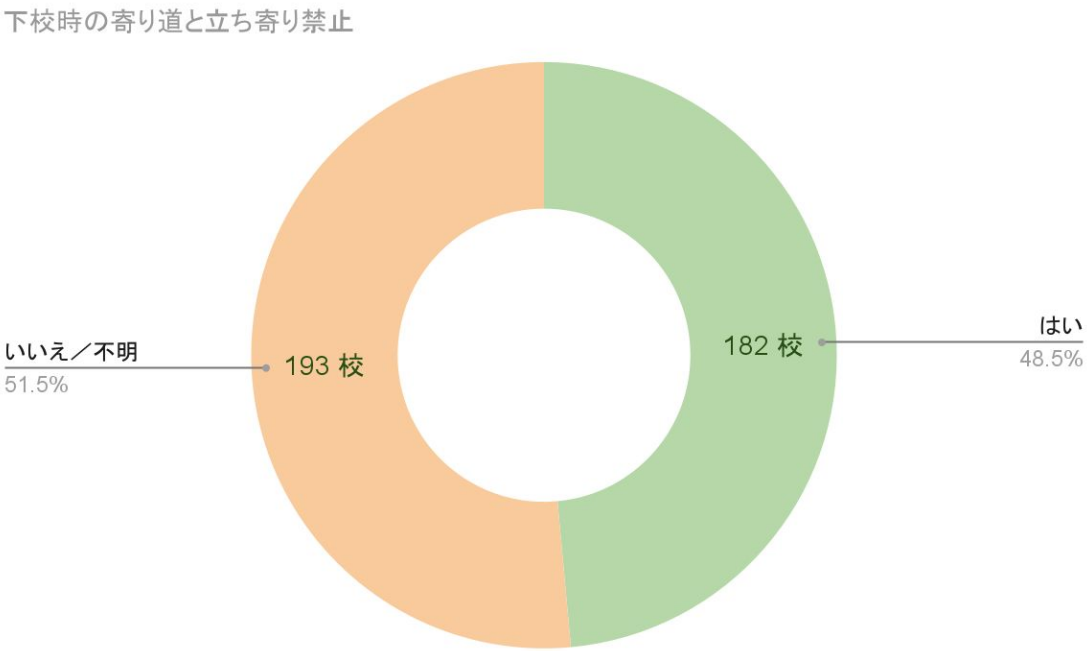

グラフは、下校時に寄り道や施設等への立ち寄りを禁止している学校数を調べたものです。約５割の学校において、下校時に寄り道や施設等への立ち寄りを禁止する校則がありました。

下校時の寄り道と立ち寄り禁止

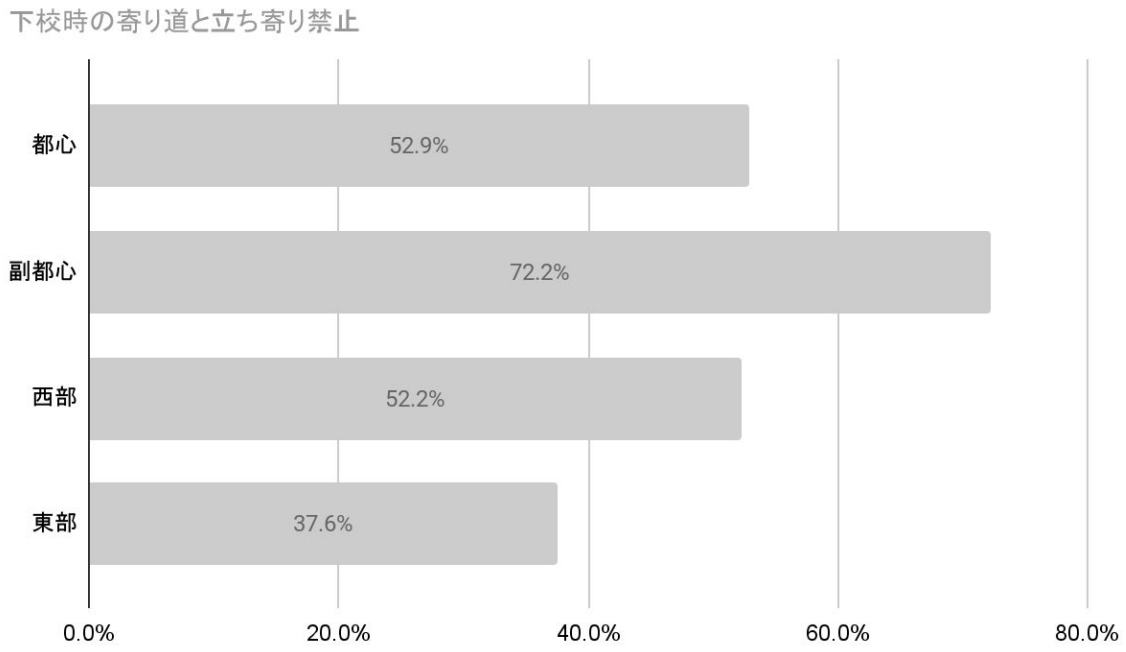

グラフは東京都内のエリアごとに整理したものです。副都心エリアの学校において下校時の寄り道禁止や施設等への立ち入り禁止を規定している割合が多いことがわかります。

下校時の寄り道と立ち寄り禁止

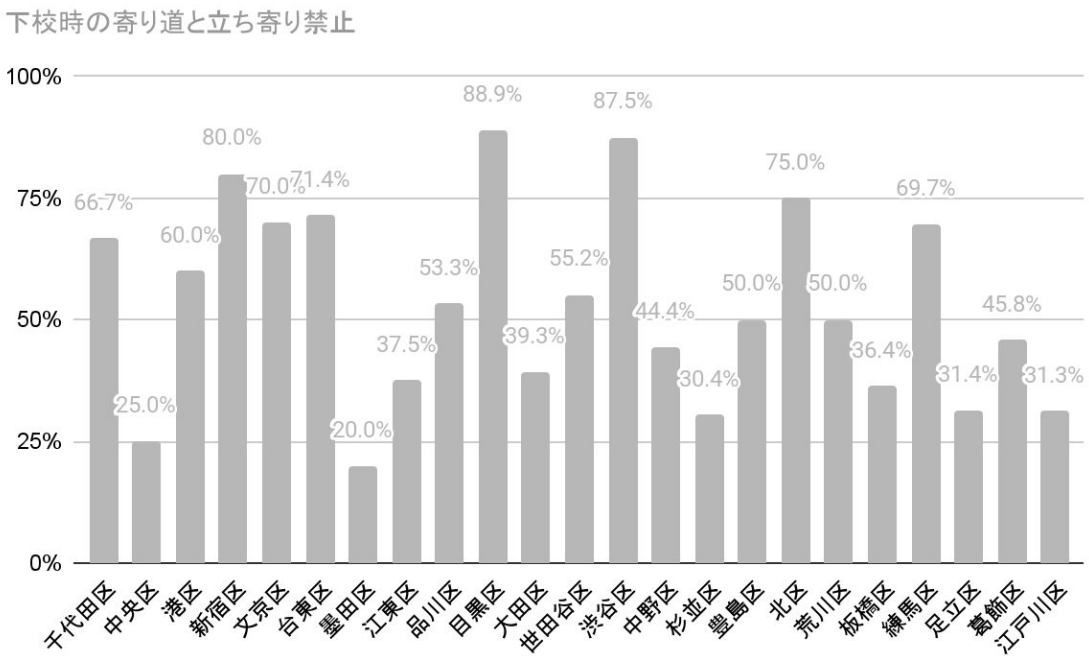

グラフは、区ごとに整理したものです。どの区においても、校則上、下校時の寄り道禁止と施設等への立ち入り禁止を規定している学校が相当数あることがわかります。新宿区、目黒区、渋谷区では８割以上の学校で下校時の寄り道禁止が規定されていました。

その他学校外のきまり

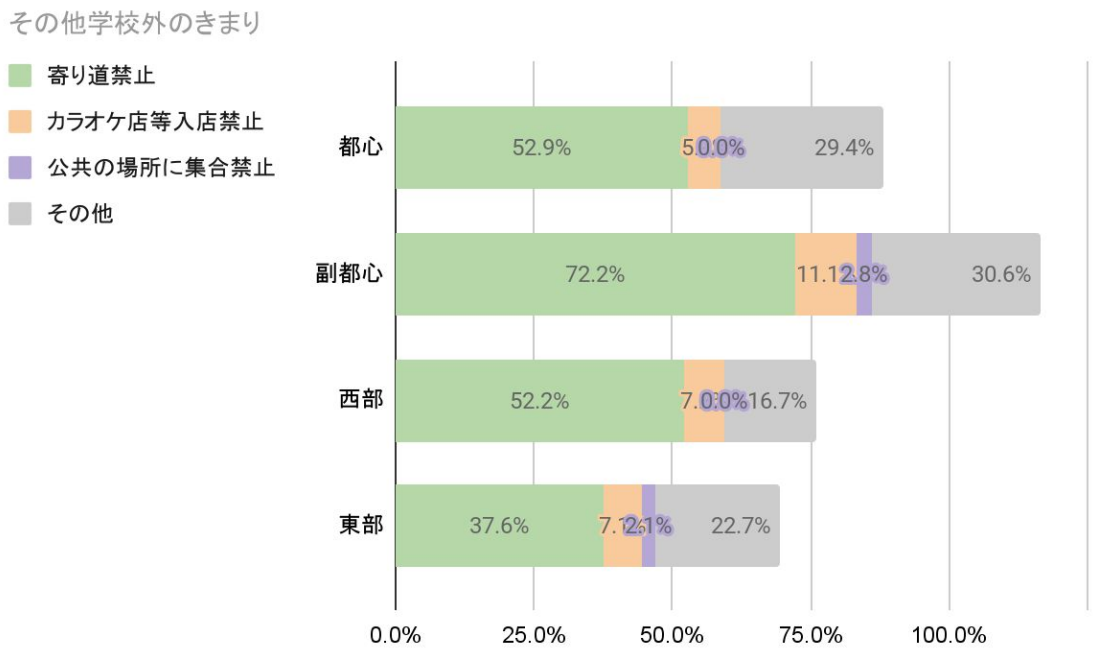

グラフは、下校時の寄り道禁止に加えて、学校外の生活での生徒の行動に制約を設けているきまり等がある学校数の割合です。カラオケ店などの遊戯施設への立ち入りを禁止する学校が多く、その他公共の場所に集合禁止といったルールもありました。

また、友人の家への外泊禁止、他校の訪問禁止や学校行事後の打ち上げを禁止するといった校則がありました。

校則の見直し状況

校則の見直し状況

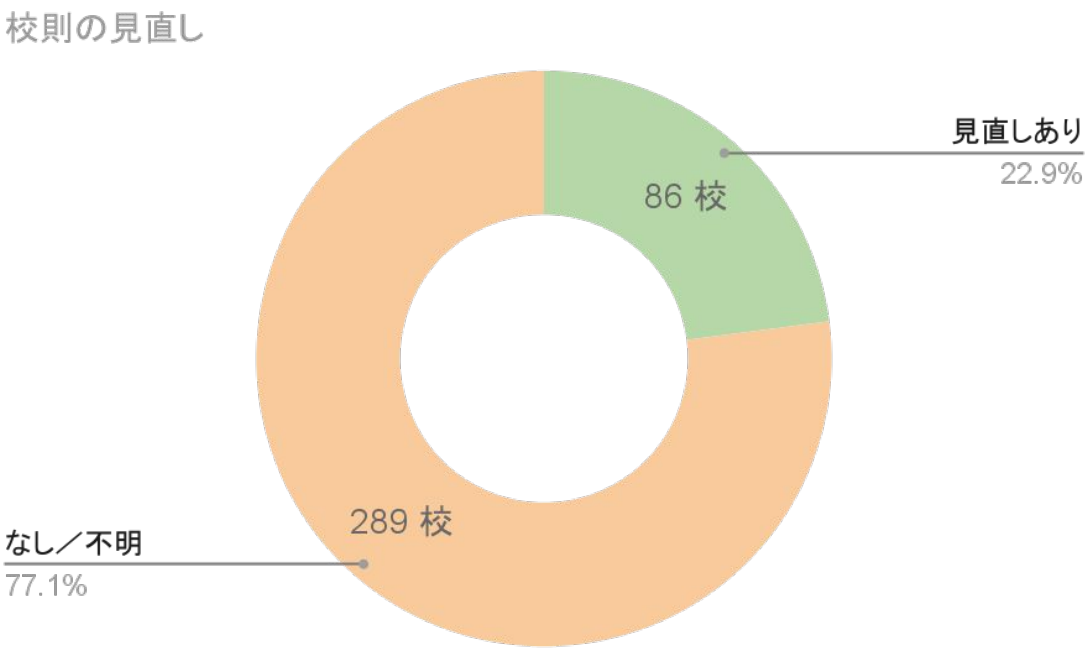

令和３年以降、校則の見直しがされているかを校則及び各校のホームページから調査しました。一部の学校では、生徒参加型の見直しが実施されていることがわかりました。グラフは、全学校において校則の見直しがされているかを示したものです。

校則の見直し状況

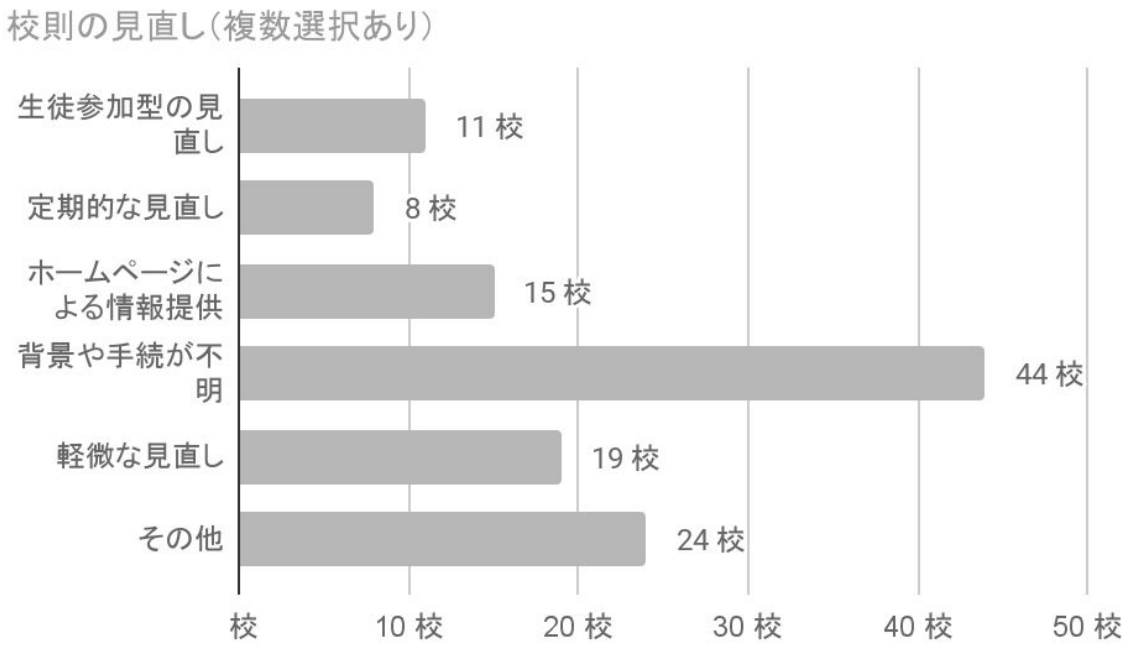

グラフは、見直し前の校則を取得できた学校に関して、校則の見直しの内容を調査したものです（複数選択あり）。各グラフの項目の内容は以下のとおりです。

【生徒参加型の見直し】
生徒参加型による校則の見直しが確立している学校

【定期的な見直し】
定期的に、校則の見直しが行われている学校

【ホームページによる情報提供】
公開ホームページで校則の見直しに関して情報提供がなされている学校

【背景や手続が不明】
校則の見直しはされているものの、その背景や手続面などが不明である学校

【軽微な見直し】
校則の見直しはされているものの、軽微な見直しにとどまる学校

よくある質問

Q　校則は誰が制定するのですか？

　校則について、法令上直接規定した法律はありません。裁判上、校則は、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとしており、文部科学省も、「各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」（２０２２年１２月公表「生徒指導提要」）としています。 ただし、生徒指導提要においても、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ て、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、変更する必要がないか、本当に必要なものか、 絶えず見直しを行うことが求められると記載されています。

　また、校則見直しの方法については、 児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けることなどが記載され、児童生徒が関わって、校則見直しをしていくことを推奨しています。 また、２０２３年１２月２２日に閣議決定された子ども大綱も、「校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」としています。

Ｑ　なぜ児童生徒が校則見直しに関わることが推奨されているのですか

　憲法は、国民の基本的な権利について定めていますが、この「国民」には子どもも含まれます。また、１９９４年５月に日本で発効したConvention on the Right of the Child（子ども権利条約）において、子どもは保護の対象であると同時に、権利の主体であることが定められています。子どもの権利条約は，条約に規定されている全ての権利を考える際に重要な原則として４つの原則（差別の禁止（第２条）、子どもの最善の利益（第３条）、命を守られ、成長する権利（第６条）及び意見表明権（第１２条））を定めています。２０２２年６月には、こども基本法が成立し、同法も、憲法と子どもの権利条約を踏まえ，子どもの権利を保障しています。このように、子どもには子どもの権利があり、校則は、子どもの権利を少なからず制限するものである以上、教育目的に照らして必要性、合理性が認められるのかを慎重に判断することが重要であると考えます。
　また、校則は子どもに影響を与えるものである以上、子どもの意見表明権を保障し、児童生徒が関わって校則を見直していくことが重要です。

Q　なぜ弁護士が校則の見直しに関わるのですか？

　校則が子どもの権利に関わるものである以上、私たちは、校則を考えていく上で、学校関係者や子ども達に、まずは、子どもの権利を知っていただくことが重要だと考えています。また、法の専門家である第三者として、合理的なルール作りをどのように考えていくかの視点を学校や子どもに提供したいと考えています。このような活動の前提として、学校関係者や子ども達と校則について一緒に考えていけるよう、東京都２３区が設置する公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校の校則がどのように規定されているかを調査し、公表しました。
　第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会では、学校のルール作りについて考えるルールメイキングの出張授業や教員研修も行っております。

Q　中学校の校則の内容や調査結果を開示してほしい

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会が、情報開示請求または教育委員会からの任意開示によって取得した個別の情報は、当会から開示することはできません。各校の校則に関する情報については、各校ホームページまたは教育委員会にお問い合わせください。

調査に関する免責事項

本調査は、情報開示請求及び教育委員会からの任意開示により、校則WGで収集した校則を前提として調査しています。ただし、服装と頭髪に関する校則のみ等、校則の一部しか開示されないケースもありました。また、明文化されていないルールについては、調査の対象外となります。

校則の調査にあたっては、２７名の弁護士が分担して調査を実施しました。あらかじめ調査項目や方針を定めて調査を行いましたが、調査者によって、校則の文言の解釈や評価に幅がある可能性があります。また、校則の記載内容のみで充分な調査が行えないと判断した場合には、各校のホームページの内容も踏まえ、総合的に判断して調査を行なった学校があります。

校則の見直し状況について、校則自体に明記されていない場合であっても、学校のホームページに見直した内容が公開されている場合にはその内容を分析しました。また、情報開示請求や任意開示により、教育委員会から、複数年度の校則を開示いただいた学校に関しては、複数年度の校則を比較し、見直しの状況を分析しました。

各学校の具体的な校則の内容や結果に関してはご回答いたしかねますので、ご了承ください。

出張授業

※授業用スライドの一例

弁護士が、子どもの権利やルールの本質について説明し、グループワークやディスカッションを通じて、子ども達と一緒に合理的なルール作りを考える授業です。校則を題材としたルールメイキング授業ですが、題材とする校則の内容は学校のご要望に応じてご相談させていただきます。

実際に授業を実施した学校の子ども達や先生からは、「子どもに権利があるなんて知らなかった」「ルールを考えることは思っていたより面白かった」「異なる意見をまとめていくことの大切さが理解できた」「校則の必要性を考えるよいきっかけとなった」などの感想がありました。

【出張授業に関するお問い合わせ】
第二東京弁護士会　人権課
Tel:03-3581-2257 / FAX:03-3581-3338
ホームページ　https://niben.jp/